

# 各省各大臣実施政策

—救世国民同盟 2007 年マニフェスト詳論—

救世国民同盟代表

久保田英文著

Copyright © Hidefumi Kubota 2007

All Rights Reserved

## 各担当職務

担当分野については、省庁の枠を超えて権限を有するものとする。

### 1. ☆久保田英文

新宇宙政策担当：宇宙開発を行う。

### 2. ☆官房長官

拉致問題担当

### 3. ☆国防大臣

防衛力整備担当（新軍備を建設する。）

有事法制担当

### 4. ☆内閣府特命担当大臣

新経済システム担当＝新経済システム建設会議議長（会議議員：財務大臣、経済財政政策担当大臣、総務大臣、厚生労働大臣など）

（金融担当）

銀行改革担当：銀行をまとめて新経済システムに適合させる。

情報通信技術（IT）担当

### 5. ☆総務大臣

消防高度化担当：消防の高度化を推進する。

地域再生担当：地域の適正なインフラを確保する。

### 6. ☆法務大臣

### 7. ☆外務大臣

新エネルギー外交担当：外交手段として、再生可能エネルギーの発電の普及・援助を行う。

### 8. ☆財務大臣

新税制担当：新経済システム導入に伴う税制の抜本改革を行う。

### 9. ☆文部科学大臣

国民スポーツ担当

教育改革担当：「新しい幸福の原理」に基づいた教育政策を展開する。

新科学技術政策担当：新成果に基づく新政策を展開する。

### 10. ☆厚生労働大臣

新年金制度担当  
安全食品規制担当

11. ☆農林水産大臣  
安全食品生産担当

12. ☆経済産業大臣

産業構造転換担当（会議議員:国土交通大臣、国家公安委員会委員長、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣など）：新産業の確立と旧産業の転換をスムーズに行わせる。

新エネルギー政策担当：再生可能エネルギーの発電を日本全土に普及させる。

13. ☆国土交通大臣

新交通システム担当＝新交通システム建設会議座長（会議議員:国家公安委員会委員長、総務大臣、経済産業大臣、環境大臣など）：新交通システムの構築を行う。

トンネルその他危険物廃止担当：トンネルが非常に危険になるので、廃止する。火山脈を貫く丹那トンネルは最重要課題。他にも、危険な点を点検し、廃止する。

14. ☆環境大臣

地球環境問題担当＝再生可能エネルギー会議議長（会議議員:国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、外務大臣など）

原発廃棄担当：再生可能エネルギーの発電により、原発が不要となるので。

循環型社会担当：再生可能エネルギーを前提とした循環型社会の建設を図る。

15. ☆国家公安委員会委員長

内閣府特命担当大臣

（防災担当:大災害を特に念頭において対策を推進する。）

治安維持担当。

警察高度化担当：警察車両の高度化および新経済システムを利用した高度捜査を推進する。

16. ☆内閣府特命担当大臣

宣伝担当:救世国民同盟政府の宣伝を企画立案し、実行する。

沖縄及び北方対策担当

17. ☆内閣府特命担当大臣

経済財政政策担当

長期経済財政計画担当:新世界も見据えた長期政策を策定し、時期に応じて修正する。

18. ☆内閣府特命担当大臣

規制改革担当:改革のための改革、弱肉強食の規制改革を廃止する。

行政改革担当:効率的な政府を目指し、公務員の綱紀粛正などを行う。

少子化担当

男女差別禁止担当

### 3.国防大臣実施政策

#### ■ 1.国防軍の装備の刷新

- ・ 国防軍の装備を刷新します。
- ・ 日本の守護を目的とします。

#### ■ 2.国防軍の部隊運用の刷新

刷新された装備に相応しい部隊運用を確立します。

#### ■ 3.国防軍法

自衛隊法を改正し、国防軍が十全な活動を行えるようにします。

#### ■ 4.有事法制

有事に国防軍が万全な活動を行えるようにします。

#### ■ 5.国防情報公開法

情報公開に関する国防の観点からの限界を定めます。

#### ■ 6.スパイ防止法

国家公安委員会と協議して制定します。

#### ■ 7.軍事用携帯電話

- ・ 必要な要員は秘話や暗号機能が付属し、国際通話可能な携帯電話を所持します。
- ・ その携帯電話で外国でも自力通話が可能になるように、通信中継車等を準備します。

#### ■ 9.採用

- ・ 国防軍が人員を募集するに際し、自治体から得ることができる情報を限定列挙するとともに使用目的を限定し取り扱い要領を定めます。
- ・ 健康状態など将兵募集のために合理的に考えて必要な情報に限定して利用可能とするとともに利用不可能な情報も明確にして人権保障に資するようにします。

## 4.新経済システム担当大臣実施政策

### ■ 1.新経済システム建設計画

新経済システムによる格差是正と経済力の強化は急務です。

- ・「新経済システムによる資本主義の補完」に原則として従い、英知を結集して新経済システムの建設を行ってください。
- ・半年内に建設計画を樹立してください。
- ・その一年後には建設を完了してください。
- ・いまから、一年半後には、国民が新経済システムを利用できるようにしてください。

### ■ 2.新経済システム建設計画案

以下は、「新経済システムによる資本主義の補完」に触れていない詳細について、久保田英文が考えたものです。光ファイバー網などについて、現状にそぐわない点もあるかもしれませんが、参考とし、より良いアイデアがあれば、無視してもらって構いません。

## 新経済システム建設計画

★インターネットは生活の基盤になり、その上に生活の全てが組み立てられる。

◆情報ネットワークのシステム構成

★ネットワークの分立が望ましい。

- ・機密ネットワークー国防・外交・警察
- ・経済光ファイバーネットワークー新経済システム
- ・公的光ファイバーネットワーク(行政情報)  
ー企業内ネットワークと同じ(政府も一つの企業)ものです。
- ・私的光ファイバーネットワーク(インターネット)

★システム構成

- ・電子マネーは、少額支払いと価値資本での支払いに使用されます。
- ・デビットシステムは、高額支払いに使用されます。
- ・銀行はデータベースバンキングを行ないます。
- ・リナックス導人も考えてください。

★周縁に生きる住民への対処

旅行者	○ ただし少額
在日朝鮮人、日系人	○
労働者	△
不法滞在者※	×
研修生	○
知的労働者	○

※届け出て外国人登録すれば少額を与えます。ただし、三ヶ月後に不法滞在が解消されなければ強制送還します。

★注意事項

- ・ インターネット商品取引を想定していない法律の改正を行います。
- ・ 電子財布を入れるとインターネットショッピングができる機能をパソコンや端末に持たせます。
- ・ 私的ネットワークの建設と新経済システムネットワークの建設を並行します。
- ・ 従来ネットワークの仮利用も検討します。
- ・ インターネット最後の一マイルが問題であり、幹線は十分に光ファイバー化されています。
- ・ 道路・鉄道（国土交通省）、電力（経済産業省）、N T T柱（総務省）の諸管轄権の制度を整備して、通信回線を引くための線路施設権を開放します。
- ・ 新経済システム建設のための国債発行を行います。
- ・ その資金で新経済システムを建設して運営公社へ現物出資 します。
- ・ 銀行はその資金を借り受けて対応するか、社債発行などの独自調達も可とします。

◆新経済システム管理主体

★新経済システム運営主体

☆新システム管理庁(金融管理庁をあてることが想定されます)

業務

- ・ 新経済システム消費税額を管理します。
- ・ 銀行に現金口座管理料を管理口数に応じて支払います。
- ・ 光ファイバー建設のための国債を償還します。
- ・ 新経済システム運営会社に新経済システム管理料と光ファイバー網利用料を支払います。
- ・ 価値資本に関する指令を銀行に出すなどします。
- ・ 新経済システム運営会社を監督・監査します。

☆新経済システム運営会社

- ・ 業務は、主に新経済システムの保守・点検です。

- ・ 新経済システムの運営にかかわる事項全般を扱います。

#### ☆銀行、郵便局

現金口座と価値資本を管理します。

#### ☆銀行と郵便局の調整

- ・ 郵便局は一市町村に一局だけ、新経済システム管理業務を行なえます。ただし、取次ぎ業務だけは他の局も行なえます（過疎地にはこの制限の適用無し）。現金口座を管理できる利用者の住所は支店の所在地のみとします。
- ・ 銀行は過疎地を除き自由に出店できます。ただし、現金口座を管理できる利用者の住所は支店の所在地とその隣接市町村に限られます。

#### ★新経済システム利用に伴う消費税

価値資本全額に対する消費税  $25 \text{ 兆円} \times 5\% = 1.25 \text{ 兆円}$  をあらかじめ国会の議決を経て価値資本として政府がもらい、新システム管理会社が管理します。その 1.25 兆円を毎年の新経済システム運営資金と光ファイバー建設国債の償還に当てます。

#### ★日本全土全戸光ファイバー化計画

☆新経済システム光ファイバーとインターネット光ファイバーを二本同時に施設して行きます。

- ・ 全国を市区町村ごとに施設を請け負う会社をインターネットの競争入札で決めます。
- ・ 請け負った会社は請負代金その他、インターネット光ファイバーの所有権を認められ、インターネット光ファイバーの所有権に対して新システム管理庁から利用料が支払われます。
- ・ 請負契約の締結に際しては請負代金、建設マイル数（利用料支払いの基準ともなる）と毎年支払われる利用料全額を明示します。

#### ☆光ファイバー施設日程

- ・ 請負会社を募ることを大々的に広告します。メリットを効果的に広告します。
- ・ 二三ヵ月後にインターネットで競争入札を行います。
- ・ 入札者決定後、一年間くらいで全線建設します。
- ・ 期限までに建設できない請負業者はその地区の権利を失います。それまでに建設した分は減額された代金を出来高に応じて支払い、インターネット光ファイバーの所有権は認められません。

#### ☆インターネット光ファイバー利用料支払いの仕組み

- ・ インターネットの接続を提供する会社はユーザーからネット接続料を徴収します。
- ・ インターネットの接続を提供する会社の売上高に定率を掛けた金額を税金として徴収します。ただし、経費として計上することを認めます。
- ・ 税金として徴収した金額は新システム管理庁が管理し、インターネット光ファイバー所有者に対して所有マイル数に応じて分割して支払い、インターネット光ファイバーが利用する路線（道路・鉄道、電力、NTT柱など）に対しても利用マイル数に応じて分割して支払います。

#### ☆新経済システム光ファイバー請負代金支払いの仕組み

- ・ 新経済システム建設のための国債を発行して資金を調達します。
- ・ その資金で請負代金を支払います。



- ・ 国債の償還は毎年の価値資本消費税額から積みたてて支払います。

#### ★新経済システム運営会社の設立

- ・ 国は所有する光ファイバーを現物出資します。
- ・ ある通信会社に幹線網と業務社員を現物出資してもらいます。

#### ★新経済システム運営会社の経営

##### ☆収入

- ・ 新システム管理庁の価値資本消費税額から予算として新システムの管理費および新経済システム光ファイバーの利用料に見合う金額をもらいます。
- ・ ただし、管理費を節減した場合、節減した金額の 50%だけ予算を削減し、管理費が増大した場合、その 70%しか予算を増加しません。

##### ☆支出

- ・ 3%程度の安定した配当を行ないます。
- ・ 新経済システム光ファイバーが利用する路線(道路・鉄道、電力、N T T柱など)に対して、利用料を利用マイル数に応じて分割して支払います。

#### ★銀行の態勢整備

- ・ 現金口座管理会社
- ・ 金融商品販売会社
- ・ 金融資産管理会社(元の会社、不良債権を引き受けます)
- ・ この三社に分割して持ち株会社が統轄します。現金口座管理会社、金融商品販売会社の株価上昇が期待できます。

#### ◆現金口座と価値資本

#### ★現金口座番号にどの番号を使うかの問題

##### ☆住民票番号

- ・ 民間利用は禁止されているので、納税者と相手方(金融機関等)の自己証明、「本人確認不可」とされていることの問題となります。
- ・ 抵抗感が強い。
- ・ しかし、外国人を除く居住者全てが対象なので、移動を把握できるし、番号に法律上の根拠があります。

##### ☆年金番号

#### ★支店の現金口座

支店のある地域の人のみを対象とします。サービス提供、経済システムの安全、情報の分散化の為です。

#### ★秘密解除システム

- ・ 秘密度のレベルごとに秘密解除の鍵情報を変えます。
- ・ 一般公務員、治安維持公務員、銀行員、小売店員、一般国民などのカテゴリーごとに解除できる秘密と解除の要件を決めます。
- ・ カード、電子財布、小売店の認識システムのいずれかに鍵を組み込めるようにします。

#### ★電子財布

- ・ 「カード+ケース」の構造とします。

- ・ カードをケースに入れると残金が確認できます。
- ・ カードには指紋情報を取り込みます。
- ・ 家の端末では、プロバイダと同じ本人確認システムを用います。
- ・ 街頭の端末では、振り込み・高額の充填には「カード＋指紋」を必要とし、少額には「カード＋暗証番号」とします。

☆カードに ID 機能を持たせます。国民誰もが持つ身分証明となります。

☆買い物

- ・ 少額では、「カード（＋暗証番号）」を必要とします。
- ・ 高額では、「カード＋指紋」を必要とします。
- ・ 15 歳以下では、高額の使用を不可とします。

★価値資本対象品の指定

- ・ 保護すべき国産品と競合する経済発展段階の違う国のかなり安い製品は、不適用とします。
- ・ 一般的に輸入商品は承認を要するようにします。
- ・ 国産品は届け出のみとします。

☆価値資本対象品への取引コードの付与

- ・ 税制のため、価値資本のためです。
- ・ 価値資本購入承認マークとバーコードの付与を行います。

★新システム端末に目的毎に貯めておけるタンス預金機能を持たせます。

- ・ 10 口座ほど持たせます。
- ・ 現金口座の残高不足の時に、どの口座から順に引き出すかに関する「引出し順位つき」とします。

★検討課題

地域通貨に対応するかどうか。

## 5.総務大臣実施政策

### ■1.郵政民営化修正

#### ★救世国民同盟改革案

##### ☆基本的な考え方

郵便局は、全国津々浦々で、地域住民の生活の下支えを行うべきです。

##### ☆内容

- ・ 貯金会社と簡保会社を作ります。
- ・ 郵便貯金銀行と郵便保険会社の持ち株会社を作ります。
- ・ 郵便事業と窓口は公社のままにします。郵便事業は、配達証明や内容証明なども扱い、信頼できる公務員が正確かつ安定的に行うべきですから。
- ・ 窓口などは、貯金会社と簡保会社から業務委託を受け、手数料を支払われます。
- ・ また、窓口は他の会社（生命保険会社など）の業務の委託も受けて、手数料を受け取ることができます。
- ・ それから、過疎地域では、郵便局の事業の多角化を認めます。
- ・ 簡保会社も民営化がゴール。立派な会社に育てます。
- ・ 簡保の商品開発、販売を他の保険会社に認めます。

#### ★クレジットカード投票制度

救世国民同盟案を実施したいが、05年の総選挙において既に「郵政民営化」という民意が示されているので、クレジットカードによる簡易な国民投票を行います。

##### ☆制度の骨子

- ・ 国民がネットを通じてクレジットカードで100円の出費をして、意思表示を行います。出費の対象は「賛成」か「反対」の投票。
- ・ クレジットカードは一人一枚のみを使用でき、一回しか投票できないように工夫します。
- ・ 抛出された金額は慈善団体に寄付します。

### ■2.地方交付税改革

#### ◆地方交付税の配分基準を簡素化します。

☆人口、面積に比例します。

☆人口密度、一人当たり県民所得に反比例します。

☆高齢化率、積雪率などわずかの係数をかけるだけにします。

◆国は都道府県に地方交付税を分配します。都道府県は市長村に地方交付税を再分配します。これにより、国への陳情が減ります。

#### ◆ 地方交付税のスリム化

☆ 基準財政需要については量的水準を大幅に圧縮します。

- ・ 豊かな日本ではナショナル・ミニマムを高水準に維持する必要はありません。
- ・ 地域限定の公共事業は便益を受ける地域が財源を負担すべきです。

☆ 基準財政収入については地方税収に対して 50 パーセント以下の小さな調整係数を用います。

- ・ 地方政府の努力による税収増加を無駄にしないようにします。
- ・ 調整係数を小さくして、調整により減額される交付税が税収増加よりも小さくなるようにします。

☆ 制度設計

改革当初歳入額が大きく変わらないようにします。

### ■ 3. 障害者投票法

- ・ 動けない人にも投票の機会を与えます。
- ・ 投票監視員制度を設けて、適正な方法と本人の意思を担保します。

### ■ 4. 公職選挙法供託金制度改革

その性質により政治家としての適性が確保される、政治を担うべきカテゴリーの職業に従事した経験を有する者に供託金を免除、減額して、国家の柱石となる者を安定的に確保します。

#### ★ 軍人

☆ 将官の経験者は供託金を全額免除する。

佐官の経験者は供託金を公職選挙法の規程の 10 分の 1 とする。

☆ 尉官を 5 年以上経験した者は供託金を公職選挙法の規程の 5 分の 1 とする。

尉官を 10 年以上経験した者は供託金を公職選挙法の規程の 3 分の 1 とする。

☆ 尉官より下を 5 年以上経験した者は供託金を公職選挙法の規程の 3 分の 1 とする。

尉官より下を 10 年以上経験した者は供託金を公職選挙法の規程の 5 分の 1 とする。

尉官より下を 20 年以上経験した者は供託金を公職選挙法の規程の 10 分の 1 とする。

#### ★ 法曹

☆ 法曹資格を有する者は

- ・ 5 年以上実務を経験すれば、供託金を公職選挙法の規程の 3 分の 1 とする。
- ・ 10 年以上実務を経験すれば、供託金を公職選挙法の規程の 5 分の 1 とする。
- ・ 20 年以上実務を経験すれば、供託金を公職選挙法の規程の 10 分の 1 とする。

## ★国家公務員

☆事務次官ないしそれと同等の官職の経験者は公職選挙法の供託金を全額免除する。

☆局長ないしそれと同等の官職の経験者は公職選挙法の供託金を10分の1とする。

☆

- ・ 課長ないしそれと同等の官職を5年以上経験した者は、供託金を公職選挙法の規程の5分の1とする。
- ・ 課長ないしそれと同等の官職を10年以上経験した者は、供託金を公職選挙法の規程の3分の1とする。

☆

- ・ 課長より下を5年以上経験した者は供託金を公職選挙法の規程の3分の1とする。
- ・ 課長より下を10年以上経験した者は供託金を公職選挙法の規程の5分の1とする。
- ・ 課長より下を20年以上経験した者は供託金を公職選挙法の規程の10分の1とする。

## ★地方公務員

以下のルールを勤務した地方自治体とそれに隣接する自治体の選挙と勤務した地方自治体が所属する都道府県の選挙と、勤務した自治体が属する選挙区の国レベルの選挙に適用します。

☆知事、副知事、市町村長、ないしそれと同等の官職の1年以上の経験者は、公職選挙法の供託金を全額免除する。

☆局長ないしそれと同等の官職の経験者は、公職選挙法の供託金を10分の1とする。

☆

- ・ 課長ないしそれと同等の官職を5年以上経験した者は、供託金を公職選挙法の規程の3分の1とする。
- ・ 課長ないしそれと同等の官職を10年以上経験した者は、供託金を公職選挙法の規程の5分の1とする。

☆

- ・ 課長より下を5年以上経験した者は、供託金を公職選挙法の規程の3分の1とする。
- ・ 課長より下を10年以上経験した者は、供託金を公職選挙法の規程の5分の1とする。
- ・ 課長より下を20年以上経験した者は、供託金を公職選挙法の規程の10分の1とする。

## ■5.道州制

道州制は導入しません。無用な混乱を生じさせないためです。

## ■6.新入札システムの導入

国土交通省で実施する新入札システムを地方自治体の実情に合うように応用して、地方自治体への導入を図ってください。

#### ◆新入札システム

☆建設業を念頭に置きます。

☆目的

過当競争による共倒れ防止と工事の品質確保のため。

#### ★入札の手段

長野県方式を採用。郵便で入札します。封筒は入札日まで郵便局で保管します。

#### ★入札の方式

- ・ 「公正価格＞安全価格＞禁止価格」の三つの価格を用います。
- ・ 安全価格は公正価格の○%とします。
- ・ 禁止価格は公正価格の×%とします。
- ・ 落札者は入札価格（実際に書き込んだ価格）を元にした入札参考価格の最も低価のものとしてします。
- ・ ○×の数字は入札開始後、入札締め切り前に、公正価格を決定した会議とは別の会議が公正価格を知らされずに決定します。
- ・ 工事に対して実際に支払われる価格は、入札価格とします。

#### ★入札参考価格の決定方法

☆禁止価格以下の入札の場合

その入札は無効とします。

☆禁止価格を超え、安全価格未満の入札の場合

入札価格＝入札参考価格

☆安全価格以上、公正価格以下の入札の場合

安全価格－（公正価格－入札価格）＝入札参考価格

☆公正価格を超える入札の場合

入札価格＝入札参考価格

#### ★建設物評価制度

優秀な建設物を築造した業者に特典を与えて奨励します。

- ・ 優 10%のポイント付与
- ・ 良 5%のポイント付与
- ・ 可 2%のポイント付与
- ・ 不可 -5%のポイント付与
- ・ 不良 入札禁止1年

次回落札金額に加えて前回落札金額にポイントを掛けた金額を上乗せして支払います。

## 6.法務大臣実施政策

### ■1.終身刑制度

☆「死刑」は「死刑もしくは40年以上100年以下の終身刑」に変更します。

☆「無期懲役」は「無期懲役もしくは70年未満の終身刑」に変更します。

☆終身刑では拘禁の最長期間を言い渡します。

- ・終身刑に対しては収監時から一定の期間、20年程度の経過で仮釈放可能とします。
- ・但し、当初の最長期間が受刑者の50歳以上に及ぶ場合は、45歳以上にならない限り仮釈放してはならないことにします。

### ■2.「製造業特定業種大工場単純労働者輸入計画」外の外国人就労対策

#### ★中小企業向け対策

☆賃金は日本人並です。但し、「製造業特定業種大工場単純労働者輸入計画」の外国人が受けられる特別待遇は適用外です。

☆しかし、次の対策を行います。

- ・適法に来日した建設・機械の労働者には国が技能実習を行います。
- ・日本での就労資格を外国の資格を持つ者に広げます。外国ごとにその国の資格で日本に就労できるものを認定して行きます。但し、その資格に加えて日本語検定に一定程度の成績を上げることが条件とします。
- ・英会話の先生や技術者が就労ビザを取りやすいようにします。
- ・学生に対して特定活動ワーキングホリデーを認めます。

#### ★7つの権利保障を認めるかの問題

☆適法な外国人労働者

1.労災補償は認めます。

2.失業保険は認めません。

3.医療保障は認めます。

4.子どもの教育は認めます。

5.住居で差別されない権利は認めます。

6.年金権は次のようにします。

- ・日本人と同じ積み立てを認めます。
- ・帰国する場合には、積立金を母国の年金への支払金とします。

7.地方参政権は国籍別に判断します。

- ・母国が日本人に地方参政権を認めている場合のみ、地方参政権を付与できるものとします。

☆違法な外国人労働者に対して

1.労災補償は給付を通常の2分の1とする。

2.失業保険は認めません。

3.医療保障は認めます。

- ・医療関係者、医療関係機関に違法な外国人労働者の通報義務・確認義務を免除します。
- 4.子どもの教育は認めます。
  - ・学校関係者、学校関係機関に違法な外国人労働者の通報義務・確認義務を免除します。
  - 5.住居で差別されない権利は認めます。
  - 6.年金権は認めません。
  - 7.地方参政権は認めません。

#### ★違法な外国人労働者の適法化

違法な滞在でも、10年以上日本に滞在し、その間、出入国に関する法律以外の違法行為がなかった場合は、申請して、○年間の適法な滞在許可（延長も可能）、もしくは滞在の状況を勘案して日本国籍を取得できます。

- ・その事情は特別の配慮に値するので、アミネ・カシルさん一家に在留特別許可を与えてください。

### ■3.再婚と父性推定問題

改正の要旨案を示します。

#### ★733条3項

「前婚の解消又は取消の日」より前に既に世帯が別であることを明らかにした女性は、書面によって世帯が別であることを明らかにした始めの日から六ヵ月後には、再婚をすることができる。但し、「前婚の解消又は取消の日」の後であることを要する（確認規定）。

#### ☆ 参考

（再婚禁止期間）民法第733条 女は、前婚の解消又は取消の日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

女が前婚の解消又は取消の前から懐胎していた場合には、その出産の日から、前項の規定を適用しない。

#### ★772条3項

「前婚の解消又は取消の日」から300日が経つ前（「前婚の解消又は取消の日」以前を含む）に生まれた子であっても、「前婚の解消又は取消の日」より前に既に世帯が別であることを書面によって明らかにすれば、世帯が別であることを書面上に明らかにした始めの日から300日後より、婚姻中に懐胎したものと推定されない。

但し、推定の効力の排除は「前婚の解消又は取消」を条件とする（確認規定）。



#### ★772条4項

「前婚の解消又は取消しの日」から300日が経つ前（「前婚の解消又は取消しの日」以前を含む）に生まれた子であっても、通常の出産であれば300日が経過後に生まれたであろうことを書面により明らかにすれば、婚姻中に懐胎したものと推定されない。前項に準用する。

#### ☆参考

（嫡出の推定）民法第772条 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

婚姻の成立の日から200日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

#### ★遡及適用を行います。

- ・ 五歳未満の子供の母親は、自分だけの判断で、通常適用の場合の書類に加えて簡易な申し立て書を添付することにより遡及適用を申請できるようにします。
- ・ 五歳以上の未成年については、母親は子供の同意を得て、通常適用の場合の書類に加えて簡易な申し立て書を添付することにより遡及適用を申請できるようにします。

### ■4.家族法改正

女性に忍従を強いるような家制度が認められないのは、当然です。しかし、女性に忍従を強いるイデオロギーに基づかない家が構想されて良い。その家は、伝統と生存の基盤となると共に、地域社会の柱となることが期待されます。但し、男女の法的取り扱いについて平等を守ります。

#### ★寡婦もしくは寡夫の地位。

- ・ 寡婦もしくは寡夫は、祭祀を継承すると共に、家産・家業の継承者が誰であろうと亡き夫または妻の遺産の2分の1を継承します。
- ・ 寡婦もしくは寡夫が死亡した場合、継承した遺産は下の規程に従い、夫婦間の子どもに承継されます。

#### ★家業のある家

☆家産・家業・祭祀を承継する者を制度的に認めます。

- ・ 家産、家業、祭祀を別人に継承させることも可能。
- ・ 但し、数ある家業を分割する場合も、そのうちの一つの事業はある一人にのみ承継させ、祭祀はただ一人にのみ継承させなければなりません。
- ・ それ以外のきょうだいは、家産・家業・祭祀への貢献の程度に応じて財産の分与を受けられるようにします。
- ・ その際には親への介護への貢献も評価されるべきでしょう。
- ・ 家産・家業・祭祀に貢献した嫁も「きょうだい」と見なします。
- ・ また、若年で一人だちしていないきょうだいは、一人だちするまでの費用を分与されません。

☆家業については

- ・ 継承者を登記できるようにします。
- ・ 被継承者が死亡した場合、登記に基づいて継承者が定まります。
- ・ 遺言で変更はできず、生前に登記を変更しておくことが必要とします。
- ・ 被継承者が死亡しても登記がなかった場合、事実上、家業を行っていた者が家業を承継します。

☆家産については

- ・ 家業の継承者が原則として承継し、それ以外のきょうだいは家産の 2 分の 1 以下の範囲で家産・家業・祭祀への貢献の程度に応じて財産の分与を受けます。
- ・ 遺言で家産の 2 分の 1 の範囲で指定することも可能とします。

☆祭祀については

- ・ 家業の継承者が原則として承継します。
- ・ 但し、遺言で家業の継承者以外を指定することも可能とします。
- ・ 祭祀の継承者は墳墓、祭具など祭祀に必要なものを相続するほか、家業の継承者以外が祭祀の継承者になった場合には、祭祀の継承者分としての財産分与を受けます。

★給料生活者の家

祭祀を継承する者が原則として家産を承継します。それ以外のきょうだいは家産の 2 分の 1 以下の範囲で家産・祭祀への貢献の程度に応じて財産の分与を受けます。

## ■5.二重ローン救済

☆地震や耐震偽装など止むを得ず二重ローンを組まざるを得ない場合が対象。

☆定義を明確にします。

- ・ 3 分の 1 以上のローン額が残る所有住宅が、全壊もしくは使用不能となること。
- ・ 新しい住宅を建設し、ローンを組まざるを得ないこと。
- ・ 資産が大きくないこと。
- ・ 収入が特に大きくないこと。

☆旧ローンを 3 分の 1 の額まで削減します。

☆救済費の支出者

- ・ 2 割は自治体の負担とします。
- ・ 4 割は旧ローン債権者の負担とします。
- ・ 4 割は国の負担とします。

☆阪神淡路大震災に遡及して適用します。

## ■6.日本企業の敵対的買収防止策

★「外国株対価の合併」

店晒しにします。2007 年 5 月 1 日の施行は中止します。

★敵対的買収防止規定を設けます。

取締役会の多数決で「敵対的買収者」と認定した企業及びその企業と資本関係が緊密な企業は株主総会の取締役人事において、議決権を行使できません。但し、残りの議決権の

過半数が取締役会の決定を支持する必要があるものとします。

★「会社は誰のものか」

我々はライブドアの行為に反対する。

2005年3月18日

我々は敵対的買収を否定する。

ライブドアの行為に反対する。

以下は、創業期を過ぎた大規模株式会社を前提とする。

株式市場は、会社にとっては資金を調達するための場である。

株主の所有権は会社の運営を監視するためのものである。

会社の会長、社長には従業員が出世してなるべきである。

業務提携は友好的に為されるべきである。

敵対的買収により、会社を乗っ取る者はその会社に対して何を貢献したか。

何も貢献していない。

何も貢献していないのに資本の論理だけで支配しようとするのである。

買収者は既に資金調達が済んで市場を流通している株式を買っただけである。

前の株主に金を払っただけである。

会社に払ったのではない。

会社に対して何の貢献もしていないのに、

経営者の地位を要求するのは正義に反しないだろうか。

会社に対して何も貢献していない人物が会社を支配するのは不当ではないだろうか。

私は会社は社会的に所有されるべきものだと考えている。

会社を支えているのは、

現実に働いている従業員であり、

会社に材料などを供給している取引会社であり、

会社の製品などを買っている顧客であり、

会社に社会資本を提供している日本社会であり、

会社に現実に資金を提供している銀行などであるからである。

この中には敵対的買収者は含まれない。

これらに対して、敵対的買収者は何もしていないと言ってよい。

現実に資金さえも提供していない。

敵対的乗っ取りは否定すべき事である。

従業員の会社に対する忠誠を重視する日本型経営にとり、

会社のモラルを維持するために否定しなければならないことである。

だから、敵対的乗っ取りを防止する株式の持ち合いは否定すべき事ではない。

会社においては所有と経営の分離は徹底されるべきである。

敵対的乗っ取りを否定する体制をとることはその国の自由である。

すべての国が市場万能の体制をとらなければならないということは断じてない。

経済は人間の幸福のためにある。

その国の国民にとり、最も幸福な経済体制が選べてしかるべきである。

日本国民は和を重んじる。

敵対的買収はこれに反する。

我々が政権を握れば、公的に会社の敵対的乗っ取りを否定する経済体制を構築する。

## ■ 7. 裁判員制度

粛々と進めます。

## ■ 8. 薬害防止法

☆ 薬害の防止に当たる職員に特別の注意義務を設けます。十分な情報を収集し、適切な判断を行い、適切な措置をとる義務を課します。

☆ 薬害の防止に当たる職員に特別の手当てを与えます。防止に貢献したら報奨金も与えます。

☆ 義務違反の罰則を設けます。

☆ 厚生労働省職員の薬害情報に対する一般的な注意義務を確認します。

## ■ 9. 認知と国籍

☆ 現在の制度

- ・ 婚姻関係に無い日本人男性と外国籍女性の間の子が生まれ、出生後日本人男性が認知した場合、法は日本国籍の取得を認めません。しかし、出生前に認知した場合は、日本国籍を与えます。
- ・ 出生という事実により確認できる母子関係とは違う父子関係においては、出生後に認知した場合は、不正が行われる恐れが大きいことが理由だと考えられます。

☆ 対策

DNA 鑑定で不正を防ぎます。DNA 鑑定により、日本人男性と父子の証明、もしくは日本人男性との親族との血縁関係の証明が成立すれば、日本国籍を与えます。但し、二重国籍になる場合は、認めません。

☆ 鑑定手続き

- ・ 鑑定の窓口は保険所。
- ・ DNA 鑑定に必要な資料は保健所員が採取し、必要ならば、警察官が同行します。
- ・ 保健所が、被採取者の情報を伏せて、採取した資料の鑑定を鑑定機関に依頼します。
- ・ 保健所も当然、日本法医学会の「親子鑑定についての指針」に従います。

☆ 証明手続き

- ・ 保健所は鑑定結果の報告を受けて、結果を記載した証明文書を発行します。
- ・ その証明文書を添付して、行政庁に日本国籍の取得を申請します。
- ・ 行政庁は証明文書に基づいて判断します。

☆ 鑑定費用

- ・ 鑑定の申請者は、一律 2 万円の費用を払います。
- ・ その他の費用は政府が負担します。

## ■ 10.PFI 方式の刑務所について

### ☆ 基本的な考え方

- ・ 刑罰は国の責任において行うべきものです。
- ・ 国の財政が厳しく、費用を削減すべきだとしても、まず他の施策の費用を削るべきものです。
- ・ 費用削減が望ましいことは認めますが、受刑者がお客様扱いされ、比較的に関自由に暮らすなら、自由刑の意味は極めて薄れ、あまりにも正義に反します。
- ・ 受刑者がお客様とという考えは刑罰の本質にそぐいません。

### ☆ 対策

- ・ PFI 方式の刑務所においても、国の費用により、必要な刑務官は必要な数だけ配置して、他の刑務所と同様な規律正しい生活を送らせます。
- ・ 独居房にテレビを置くとしても、有線でプログラムを配信し、刑務官が検閲の上、許可した同一のプログラムを一定の時間に視聴するようにします。この他の娯楽についてもなるべく他の刑務所と同様にします。
- ・ PFI 方式は初犯者の収容にしか適用しないものとします。但し、PFI 方式で有用性を証明されたハイテク管理装置はその他の刑務所にも導入するものとします。

## 7.外務大臣実施政策

外交基盤の整備のみで、具体的な外交政策は除いてあります。

『』内は「外務省『失敗』の本質」(今里義和著、講談社現代新書)からの引用

### ■1.外交機密費

☆外相が支出期限、支出案件を具体的に限定して、まとまった金額の支出を認めます。

・現場からの申請に関係局長が意見を付して外務大臣に回します。

☆現場では具体的な支出の決裁権者と管理者(明確な記録を作る)を別にします。

・具体的な支出を必要とする者は決裁権者の決済を受け、管理者から支出を受けます。

・急を要し正規の手続きを踏めない場合は、直接の上司の承認を受けて、管理者から支出を受けます。但し、後で緊急支出の理由を明らかにして、決裁権者の承認を受けなければなりません。

☆現場の消費者は経理報告を提出しなければなりません。

☆監査を厳格にします。

・監査を専門に担任する職員を設け、在外公館を抜き打ち的に回らせ、監査を行います。

☆交際費として認められた予算のうち、節約した何割かは職員の懇親費として還元します。

### ■2.大使館領事館への亡命希望者への対応

180 頁

『総領事館は、日ごろから駆け込み事件が起きた場合の対応を館員らに徹底し、訓練しておく必要があった。本省には、そうした備えを指示しておく責任があったはずだ。』

★対応を明確にマニュアル化しておく必要があります。そのためには、ウィーン条約の解釈を統一しておく必要があります。国際法や慣例から見て、差し支えなければ以下の解釈に統一したいと考えます。

・「work」する場所とは在外使節が恒常的に滞在し、外交に関係する仕事を処理する建物と仕事に密接した活動を行う外部と区切られた地域、または、外交に関係する仕事を処理する建物の一部及び専ら外交使節のための便宜に供される建物の一部を言う。

・ワシントンの日本大使館は建物だけが該当し、付属地は含まれない。

・建物内部の待合室は一般的に含まれる。

・「work」する場所に入った亡命者は必ず保護する。

★同意について

・犯罪者であるとの明確な状況があるなら、追跡者に同意して引き渡します。

・犯罪者であるとの明確な状況がないなら、亡命の意思を確かめ、追跡者から犯罪の証拠が提示されないかぎり、一旦保護し、絶対に同意を与えません。

★保護した亡命者は 1.2.3.のいずれに当たるか調べて、各カテゴリーに応じた対応をします。

☆1.政治亡命者。

・亡命希望国が日本国以外であった場合は、速やかにその国と折衝します。

- ・ 日本国であった場合は、適切な条件を付けて、一時滞在許可を出します。条件を遵守している場合は、適当な時期に永住許可を出します。

☆2.帰国すれば処罰される経済亡命者。

- ・ 他国への亡命を希望する場合は、速やかにその国と折衝します。
- ・ 折衝しても受け入れ国がない場合は日本で受け入れ、適切な条件を付けて、一時滞在許可を出します。
- ・ 日本国への亡命を希望する場合は、適切な条件を付けて、一時滞在許可を出します。

☆3.単なる経済亡命者

- ・ 日本での就労を希望する場合は、一般人と同様の手続きをとります。
- ・ 日本国以外での就労を希望する場合は、その国の在外公館に送り届けます。

154～155 頁

『「領事関係に関するウィーン条約」は、第三一条で、領事機関の公館に対する不可侵を規定している。ただし、不可侵の保障には「この条に定める限度において」という枠がはめられていて、解釈上、この枠が問題になった。その「定める限度」とは、領事機関側の同意の有無と、施設の機能に関する枠組みだった。』

155 頁

『ウィーン条約の規定では、「領事機関の長の同意がある場合」は「定める限度」の枠外となり、警官などの立ち入りが認められることになるからだ。』

155～15 頁 7

『日本側で密かに大きな問題になっていたのは、条約の後続の規定で示されている、もう一つの枠のほうだった。不可侵が保障されるのは、「領事機関の公館で専ら領事機関の活動のために使用される部分」に限られると読み取れる表現が、それだ。すなわち、この事件の場合、「不可侵権を主張できるのは、総領事館の建物の中で、外交官らが執務するスペースに限定される。門から少し立ち入っただけの敷地内では、不可侵権は主張できない」という意味合いに読み取れるのだ。

たとえばワシントンの日本大使館には、道路から表玄関までの間に塀がなく、だれでも自由に大使館内の受付窓口まで入ってくるができる。タクシーや自家用車も、自由に大使館玄関の車寄せに乗りつけられる。もし、「暴走車がパトカーに追いかけても、道路から一メートルでも大使館の敷地内に入って停止すれば、ワシントンの警察官は手出しできなくなる」と考えるなら、どこかおかしいと思うのではないか。

ウィーン条約の英語文で、詳しく用語を点検してみると、「活動」という日本語に対応しているのは、「work」という単語だ。条約で保護されているのは、外交官の活動、すなわちオフィスワークなのだ。

総領事館のオフィス内部で日本の外交官が「work」しているのは明らかだが、査証発給を希望する不特定多数の一般人が出入りする待合室となると、そこで日本の外交官が「work」しているのかという解釈は、なかなか厳しい。その解釈に立てば、条約上は、待合室における不可侵権は主張できないことになる。ましてや建物の外の敷地となると、どうか。そこでは「work」はしていないとする解釈が十分に成り立つ。少なくとも、何歩か敷地に入っただけでは不可侵権を主張できないという解釈は、外務省内でもかなり有力だった。』

### ■ 3.ハードの整備

★外交官は秘話や暗号機能が付き国際通話可能な携帯電話を所持します。  
・在外公館の日本人職員並びに特に認められた者は日本政府が支給します。

★在外公館はその携帯電話を厳格に管理します。  
・すべての在外公館で監視カメラを録画可能にします。  
・主な在外公館では重要事には監視カメラを常時録画が可能にします。  
・重要な在外公館では監視カメラで常時録画を行います。

★テロリストの侵入に対応できる施設にし、警備を行います。

181 頁

『仮に、正門付近を監視するカメラがあったとしても、映像は残っていなかったかもしれない。事務所内には監視カメラが設置されていたが、生の映像をモニターテレビに映し出すだけで、録画する機材がなかったからだ。そこには、映像を証拠に残すという意識が、完全に欠けている。』

182 頁

『外交官は秘密の情報を日常的に取り扱うのだから、仕事で使う電話には、国際電話の機能だけでなく、秘話や暗号通信の機能が必要だ。一方、事件後に中国側がさまざまな事実を表ざたにし、強気の姿勢を続けた背景には、日本側の電話の会話を盗聴していたためではないかという憶測もある。』

現代において、情報は、安全保障の基礎の一部だ。監視カメラのビデオ機器や、携帯電話の国際通話機能が整備されていない実情は、失態と言ってよい。

このほか、正門は、扉が二重の構造になっていなかったうえ、開館中は完全には閉め切らず、人が通れるよう一メートルほど隙間が開けられていた。正門の警備員は、通常は二人だが、一人が館外の仕事に出ると、一人だけが残される体制だった。これだけ隙だらけでは、テロリストに狙われれば防げないだろう。』



#### ■ 4. 外務省に ODA 庁を設立します。

- ・ ODA に関係する業務は原則として ODA 庁が所管します。
- ・ ただ、関係する省庁との調整・協議は行わなければなりません。

『所管分担の副作用は、人の受け入れだけでなく、専門家の派遣、事業調査など、さまざまな分野で見られ、その結果、ODA の機動的な展開や、効率的な執行の阻害要因になっている。』

省庁間の縄張り争いをやめさせるには、ODA の所管官庁を統一すればよい。その単純な発想が、ODA 庁設立構想の基本にある。』

『ODA は、軍事貢献の手段を欠く日本外交にとって、ほとんど唯一の外交手段であり、外交政策と ODA を積極的に連携させるのが外務省の課題でさえあるからだ。逆に、外務省の ODA の権限が省外に流出してしまえば、外交舞台に杉ける外務省の発言は、重みが一気に縮小してしまう。日本の外相が途上国首脳と会談して「支援しましょう」と発言しても信用されなくなるかもしれない。「経済支援するから日本の外交政策を支持してほしい」とも言いにくくなるだろう。』

『政治家が北方四島住民支援事業や ODA に絡んで地元利益を誘導していたのは、外務省の支援事業実施体制に問題があるせいだと批判する立場からは、外務省の ODA 予算がさらに膨らむ構想など、とんでもないということになる。』

◆ 批判を押さえるためにも次の改革を粛々と実施しなければなりません。ただし、民間人の大使への登用は一定程度継続するにとどめ、増大させません。

『不祥事の再発防止策として外務省が約束した人事上の改革は、①民間企業での研修の強化、②NGO との交流促進、③大使など幹部への民間人登用、④キャリア外交官の管理職選考の厳格化、⑤有能なノンキャリア外交官の登用促進、⑥他省庁との人事交流の強化、⑦省内公募制の導入、⑧一ポストの任期の定期化、⑨部下が上司を評価する制度の導入、⑩領事業務研修の強化、⑪本省業務に対する監察制度の導入、⑫監察査察官への省外専門家の任用、⑬抜き打ち監察、査察の導入…など、省内の隅々に及んだ。』

#### ◆ 対中国 ODA

対中国経済協力計画をきちんと実現します。

『外務省が二〇〇一年十月、新たに策定した対中国経済協力計画は、日本の納税者の視線をよく意識しているし、日本の国益につながる内容だとも言える。問題は、この計画がきちんと実現されるかどうかだ。大きな援助事業はもちろん、小さな援助事業もサンプルを抽出して目的の達成度や効果を評価し、透明な方式で評価結果を公表していかなければならない。』

#### ◆ 応分の貢献を行います。

新経済システムの建設が進み、景気が回復し、財政が好転した場合は、そのときにおける応分の支出として「GNP の〇・七%以上」を目標とします。こ

142 頁

『では、どれだけ拠出すれば「応分の貢献」になるのか。一つの目標値として、一九七五

年に国連総会が各国の ODA 拠出額をめぐって採択した「GNP の〇・七%」という数字がある。この目標を達成した先進国はまだ少数だが、軍事力による貢献が乏しい日本としては、経済の環境が好転した時点で再び援助の規模を見直さないと、国としての志を問われかねない。』

## ■ 5. 文部省とも協議の上、NGO 学科を設置します。

147 頁

『日本の NGO が UNHCR などから多くの大型事業を獲得するには、公平に評価して、もっと基礎的な実力をつける必要がある。まず、当然不可欠なのは語学だ。それも、机上で学ぶ文法だけでなく、物資調達の際の値切り方から、相手国行政機関との交渉方法、不幸に打ちひしがれた難民の心理をわきまえた接し方に至るまで、濃密な実地ノウハウが必要になる。通信技術、国際法、会計学、護身術、心理学なども会得しておきたい能力だろう。

欧米には、そうした基礎的な能力、技術を伝授する教育機関が大学などに多数、存在する。日本に NGO 学科のような高等教育コースがないのは、政治の怠慢である。』

## 8.財務大臣実施政策

### ■1.予算基本方針

- ・ 新経済システムの導入と国防軍の装備刷新に重点をおきます。
- ・ 救世国民同盟のマニフェストで、述べられている約束を実施します。
- ・ その他、各大臣に示されている政策に対する予算措置をお願いします。
- ・ この他の大規模な公共事業を削減します。
- ・ オリンピック、道州制の導入、首都移転などの大規模な国家事業は停止します。
- ・ プライマリーバランスの早期黒字化を目指します。

### ■2.企業減税

☆大企業への減税は行いません。

- ・ 歳入を確保する必要があるからです。
- ・ 新経済システムによる景気浮揚が図れ、景気浮揚のために企業減税を行う必要はないからです。

☆中小企業に対する支援としての減税は行います。

### ■3.新経済システムによる新税制

新経済システムを利用した先進的税制を導入します。

税制改革が可能となる。すなわち、銀行は現金口座の記録に基づいて個人の収入の総額を税務署に報告する。そして、その個人は現金口座の記録に基づいて自分からプライバシーを公開して税金の控除を申請する。以上に基づいて税務署は累進課税を行う。その結果、税制がガラス張りになり、不公平税制が解消される。納税に関する作業の簡素化が可能となる。総合課税と実質的な納税者番号制（現金口座番号が相当する）の導入となる。これらを元にして累進税率等を望ましい方向に改革することが可能となる。所得の把握率が上がる代わりに税率を下げることとなろう。また、消費税についても消費を行ったときに消費税を消費者の現金口座から直接、政府の現金口座へ振り替える改善が可能となろう。脱税が困難になり、税収も増加するだろう。脱税をする権利などというものは存在しないのだから文句は言えない。（「新経済システムによる資本主義の補完」より）

### ■4. 5パーセントの消費税切り上げ

福祉政策を充実させるために消費税の税率を5パーセント上げます。

## 9.文部科学大臣実施政策

### ■ 1.教員免許更新について

教員免許の更新制度は実施しません。教師に、これ以上負担をかけず、出来る限り余裕を持って教育にあたっていただくためです。

### ■ 2.国を愛する心について

国を愛する心の評価は、行いません。国を愛する心を養うためには、愛することのできる立派な国を作ることが第一だからです。

### ■ 3.土曜授業

各学校の判断で、土曜に授業を行えるようにします。

### ■ 4.教科書自由化

高校の受験に関係ない教科の教科書を自由化すると共に、単位取得に必要な授業時間を減らします。高校必修科目の単位取得もれ問題に鑑みてのことです。

- ・ 受験及び就職試験に必要な科目を履修する場合、教育内容を自由化します(自由授業)。
- ・ 自由授業を行う場合、単位取得に必要な時間は、通常の授業の二分の一の時間とします。
- ・ 授業態度と締めくくりのテストで、優・良・可・不可の成績評価(全員、可以上にしてもよい)を行い、不可の生徒は、ペナルティーとして、延長授業を受けるようにします。

#### ☆条件。

- ・ クラス全員が受験及び就職に必要なこと。
- ・ クラスが自由授業に同意した生徒だけで構成されること。

#### ☆内容

教科書は、検定教科書を用いる必要を無くします。その科目の指導に適する本から自由に選択できます。授業内容は、その科目について、生徒が面白く感じて興味を持ち、その分野をもっと深く学んでみたいと思うような授業を行うものとします。

#### ☆対象科目

国語、地理歴史、公民や、理科のうち生物・化学が考えられます。

## ■5.クラスの掟運動

いじめ対策として、小学校および中学校において、「クラスの掟」運動を推進します。会津藩が藩士の教育に用いた「什の掟」を参考にしたものです。実験校において、試験的に実施してみて、運用の知恵を得ると共に改善してから、広く実施します。

### ★朝唱和

- 一、先生の言うことは聞かねばなりません。
  - 一、校長先生、教頭先生にはお辞儀をしなければなりません。
  - 一、卑怯な振る舞いをしてはなりません。
  - 一、弱いものをいじめてはなりません。
  - 一、弱いものを仲間外れにしてはなりません。
  - 一、クラスメートをいじめてはなりません。
  - 一、クラスメートを仲間外れにしてはなりません。
  - 一、授業中にもものを食べてはなりません。
  - 一、授業中に友達と話をしてはなりません。
  - 一、嘘を言ってはなりません。
- ならぬことはならぬものです。  
正しきことは行うべきものです。

### ★下校時確認

- 一、先生の言うことは聞きましたか。 返事 はい。
- 二、校長先生、教頭先生に会った人はお辞儀をしましたか。 返事 はい。
- 三、卑怯な振る舞いをしましたか。 返事 いいえ。
- 四、弱いものをいじめましたか。 返事 いいえ。
- 五、弱いものを仲間外れにしましたか。 返事 いいえ。
- 六、クラスメートをいじめましたか。 返事 いいえ。
- 七、クラスメートを仲間外れにしましたか。 返事 いいえ。
- 八、授業中にもものを食べましたか。 返事 いいえ。
- 九、授業中に友達と話をしましたか。 返事 いいえ。
- 十、嘘を言いましたか。 返事 いいえ。

### ☆先生

- ・「嘘や卑怯な振る舞いをした人は恥じてください。」と言います。
- ・一、二、八、九について、報告します。
- ・罰を与えるべき人を指摘します。

#### ☆生徒間

- ・いじめ、仲間外れなどの問題があったかどうか、クラスで討議します。
- ・罰を与えるべき人をクラスで決めます。
- ・罰の種類と日数をクラスで決めます。

☆終わりに、問題があった項目と「ならぬことはならぬものです。正しいことは行うべきものです。」を唱和します。

#### ☆罰の種類（例）

- ・しっぺ。
- ・給食を運ぶだけ行う当番。
- ・休み時間に校庭を走る。
- ・無視。（親を伴い詫言を入れなければ解除しない）

#### ☆注意事項

- ・学年やクラスの状況に応じて変形して適用します。特に、「クラスの掟」運動を適用すべき学年か否か、その学年にどのように変形して適用すべきかを検討してください。
- ・クラス独自の掟を追加することもできるものとします。
- ・罰の種類も変えられるものとします。

## 10.厚生労働大臣実施政策

### ■ 1.新公的年金制度

—相互扶助確定拠出年金制度—

#### ◆ 機構改革

社会保険庁を年金掛け金徴収機構と年金給付機構に分割して徴収と給付の機関を別にし、相互チェック機能を働かせます。運用に当たっては、国が関与する事業に使用しないものとし、

#### ◆ 年金記録問題

ある期間について納付がされていると一応確からしい文書を国民が提出すれば、その期間に納付が必要な金額に対して、ある割合(ある人が一生で納付が必要な金額に対して現実に納付された記録が残っている全金額の比率)を掛けた金額の納付があったものと速やかに認定します。

これに対して、その人がその期間を確かに納付したという証拠を提出すれば、全金額の納付を認めます。

以上を政府等が否定するには、未納付の確かな証拠を提出しなければならないものとなります。

年金記録の照合については、粛々と速やかに進めます。

#### ◆ 新公的年金制度概要

将来、新経済システムを通じた価値資本による最低線保障もなされることなので、国民各個人の責任で積み立てをし、総積立金額に応じて年金を受け取るようにします。

- ・ 個人の積み立て拠出に対して国が公的補助を行います。金額は掛け金の1.5倍を補助します。
- ・ 拠出しないときは掛け金最低額の半分を補助します。
- ・ 国民各人の年金積み立て総額は国民各人のものとして確定し、それを国が預かって管理し、国民各人の指示に従い運用します。
- ・ 国は定期的に、国民各人の総積立金額と将来の毎月の年金支払予定額を通知します。
- ・ 複数の運営会社に運用を委託します。国と運営会社による掛け金の元本保証を行います。国民は運営会社と運営会社の提案する運用方法を選択できるものとし、
- ・ 一人一人の年金受給額が積み立て金額の多寡により異なることとなります。

## ◆国民各人の年金積立

- ・ 積み立て開始可能時期は 20 歳とします。
- ・ 国民各人の積立金額は最低額が毎月 1 万円。最高額は毎月 4 万円とします。その範囲内で毎月、好きな金額を積み立てられるものとします。
- ・ 積み立てた月だけ、掛け金の 1.5 倍の公的補助金がつきます。積み立てない月は、最低金額の半分、すなわち 5 千円を国が積み立てます。
- ・ 積み立てなかった場合、その月に積み立てることのできた分を 10 年内に限り、後で積み立てることもできます。但し、その場合、積み立てに付く公的補助金は一月につき、7 千円の定額とします。

### ★会社従業員に対する特例

会社の社会貢献の観点から設けます。

### ☆大規模株式会社

- ・ 従業員が支払う掛け金に対して、事業主はその 1~1.5 倍の金額を掛け金として従業員のために補助するものとします。
- ・ 従業員が支払う掛け金に対して国はその 0.5 倍の金額を掛け金として公的補助します。

### ☆中小株式会社

- ・ 従業員が支払う掛け金に対して、事業主はその 0.5~1 倍の金額を掛け金として従業員のために支払うものとします。
- ・ 従業員が支払う掛け金に対して国はその 1.0 倍の金額を掛け金として公的補助します。

### ☆会社従業員の妻

- ・ 会社従業員の妻が自分の仕事の収入により夫と同額だけ年金を積み立てられない場合は、会社従業員は自分の収入で自分と同額になるまで妻の分も積み立てなければなりません。
- ・ 会社は妻の分に対しても会社従業員と同じだけ掛け金を補助しなければなりません。
- ・ ある月の会社従業員の積立金額と妻の積立金額が次の月に国の事務所で照合され、妻の金額が不足する場合は、その金額が次々月に会社に通知され、妻の不足金額がその月の会社従業員の給料から天引きされると共に、会社が妻の不足分に対して積み立て補助を強制される制度を作ります。

## ◆年金支給制度

### ★年金支給額

- ・ 年金支給開始時期を満 65 歳とします。
- ・ 65 歳時までの全積立金額を 65 歳から「平均寿命+アルファ（年金制度を成り立たせるための調整数字）歳」までの総月数で割ったものが毎月の支給額として決定されます。
- ・ 平均寿命は男女別ではなく、全国民の平均寿命を用います。各人が生きる時間は同じ重みを持つからです。



★「平均寿命+アルファ歳」前の早期死亡の場合の不要になった掛け金は相互扶助の観点から「平均寿命+アルファ歳」以上生きる人への年金支払いに当てるための支払基金に組み入れられます。

★「平均寿命+アルファ歳」以上の人の支払いに当てるための支払基金と年金生活をしている者の総積立金は、国が、年金積み立てを行っている国民の指定する運用方法に従って比例配分して運用します。

#### ★年金受け取り学のモデル計算

「平均寿命+アルファ歳」を85歳として一人の人が毎月2万円の掛け金を支払った場合の簡易計算を示します。

20歳～65歳支払い 45年

65歳～85歳受け取り 20年

総積立金額

$2 \text{ (万円)} \times 2.5 \text{ (倍)} \times 12 \text{ (月)} \times 45 \text{ (年)} = 2700 \text{ (万円)}$

毎月の受け取り金額

$2700 \text{ (万円)} \div 20 \text{ (年)} \div 12 \text{ (月)} = 11.25 \text{ (万円)}$

#### ◆移行措置

★既に年金生活に入っている者との整合性を考えます。既に年金生活に入っている者の年金を制度改革により減額することは行いません。

★従来の年金制度による総積立金額を年金加入者の各個人に公平に分割します。

#### ★分割方法

- ・厚生年金、国民年金、共済年金などの従来の年金制度毎に分割します。
- ・まず、既に年金生活に入っている者の年金支払分を新年金制度で必要なだけプールします。
- ・残りを個人の年金積み立て総金額に比例して年金積み立て者個人に分割します。
- ・厚生年金では、格差が大きくなるようにした上で、会社による積み立ての大小をある程度分割に反映します。

#### ★分割時の調整

- ・以上の分割により、国民各個人の配分額が国民の要求に満たない場合は、分割時に国庫から補助を行って合理的な金額が将来受け取れるようにします。
- ・以上の分割により、国民各個人に分割された金額が制度間で著しく異なる場合は、合理的な調整を行って著しい不平等を解消します。

#### ◆注意事項

数字は仮のものであり、制度を全般的詳細に再検討して全体的に整合的な数字に改めるべきものとします。制度の詳細も、制度を全般的詳細に再検討して全体的に整合的なものにするものとします。

以上を可能なように、国は制度と組織を整備し、移行措置を行ってから、新制度に移行するものとします。

## ■ 2.障害者自立支援法

★障害者自立支援法の自己負担（原則 1 割）を廃止します。

## ■ 3.特定疾患対策

★パーキンソン病、潰瘍性大腸炎の 2 疾患の医療費補助縮小は行いません。

## ■ 4.リハビリ日数制限

★医療保険の適用を半年に限るリハビリ日数制限を撤廃します。

## ■ 5.高齢者医療

★「療養病床の数も 2012 年までに現在の半数以下に削減する。」を撤回します。

## ■ 6.国民健康保険滞納世帯

★国民健康保険滞納世帯に対する公的ローン制度を導入します。

- ・ 病院等の窓口で即座に公的資金を融資し、それを医療費に当て、後に返済します。
- ・ 元本を優先して元本だけ返済することを認めます。
- ・ 利息は元本の額と借りている年月に比例します。利息に対する利息（複利）はつきません。
- ・ 毎月、最低二千元を返済していれば、督促や取立てを行いません。取立ては、民間のローン会社に依頼します。

## ■ 7.医療研修生

★医療研修生の研修中の俸給保障と指導医への手当てを導入します。

研修医には毎月、20 万円以上の給料を法により保証します。大学病院で行う研修における研修医の 20 万円の月給と指導医の手当ては国庫が補助します。（cf. ■ 15.臨床研修制度）

## ■ 8.介護福祉

★介護福祉専門職の資格勤務手当てを導入します。

低額に抑えられる介護報酬に頼らざるをえない介護専門職の生活を補助することにより、介護専門職の暮らし向きを楽にして家庭を維持しやすくすると共に、やりがいを持たせ、介護専門職に適した人員を確保するための措置です。

- ・ 同じ施設に年数を重ねて勤務することで手当ての額が上がります。
- ・ 資格のランクに応じて手当ての額が変わります。

## ■ 9.医療保護制度

★医療保護制度を導入します。

生活を維持できるが、かろうじてなため、公的医療保険の保険料を支払えない人を対象に国民健康保険の保険料を免除する制度を作ります。

## ■ 10.中国残留孤児問題

★ 中国残留孤児の年金を上積みします。

日本は基本的に自助・自活を原則とします。最低限の生活は保障するが、普通の良い暮らしを保障するものではありません。普通の良い暮らしや、それ以上の暮らしを手に入れるのは、国民の側の努力に委ねられています。中国残留孤児の皆さんが苦勞してきたことは認めますが、日本に住み続けている国民も努力や苦勞を重ねて今の生活を築いたのです。しかし、中国残留孤児の皆さんが、日本での生活のスタートにおいて、ハンディを負っていたことは確かです。しかも、年金の関係においても、日本で長く働くことができなかつたというハンディがありました。スタートの条件が一般的類型的に劣っていたことを考慮すれば、今の時点において一定の配慮を考えるべきです。

そのため、次の対策を実行します。中国で働いていた年数を日本で働いて年金保険料を納めていた年数と見なします。失業中や主婦として働いていた場合も国民年金の保険料を払っていたものと見なします。但し、一定の係数を用いると共に、現在受けている年金と合計して、一人月額 25 万円を上回らない額とします。

しかし、中国残留は、原爆の被爆や水俣病のようなカテゴリーではないので、医療や介護については一般の国民と同じ扱いとなります。

## ■ 11.老齡加算金の復活

★ 以前の老齡加算金を復活させます。

老齡者は、体が弱い上に収入を稼ぐ方法が非常に少なく、特別の配慮が必要と考えます。

## ■ 12.母子加算の維持

★ 母子加算の廃止は行いません。

## ■ 13.保育ママ制度

★ フランスの制度を参考にして全国的な「保育ママ」制度を導入します。

- ・ 日本で行われている保育ママの家で乳幼児を預かるタイプの他に、保育ママが乳幼児の家に出張するタイプも設けます。
- ・ 原則として六歳までの児童を保育します。
- ・ 三歳までの乳幼児を担当する資格を持つには、保育師などの公的資格を持つか、保育所や保育ママに預けずに三歳まで育児を行った経験を有する者に限るものとします。
- ・ 経験を積んだ保育ママに保育指導相談員の資格をもたせ、経験の乏しい親の相談に応じさせます。

## ■ 14. 電子カルテの一般的導入

### ◆ 電子カルテブックの機能

PC につながった液晶板に電子ペンで字を書きます。液晶板には手書きの文字が入力され、手書きの文字が表示されます。これを消しペンで消すこともできます。ペンは好みのものを選ぶように様々な形のを供給します。できる限り紙に書くのに近いものを医療器具として認定します。1 ページ書くごとにパソコンもしくは液晶板自体に手書きの図形情報として記録されます。

### ◆ 電子カルテブックの運用

#### ☆ 文字認識

医師が書き終えたら、文字図形情報を OCR ソフトで認識します。そのソフトは手書き文字認識ソフトとして当然のことですが、個々の医師の書き方の癖に対応できるようにします。文字認識率の目標は 9X% とします。

#### ☆ 薬だし

手書きの図形情報が病院内ネットで薬局に送られ、手書きの文字に基づいて薬を出します。あるいは薬に関する図形情報を印刷して処方箋として患者に渡します。

#### ☆ 図形情報と認識情報の照合

手書きの図形情報と OCR 認識情報の突合せと認識結果の修正をインターネットを通じて SOHO に依頼します。プライバシー保護の観点から秘密守秘を義務付けます。所在地の都府県と道支庁および隣接した都府県と道支庁への依頼を禁止します。

☆ 出来上がった電子カルテを元に電子レセプトを作成します。病院は電子レセプトに記載された薬の総量と実際の薬の消費量を突き合わせます。

### ◆ 電子カルテの公開原則

#### ☆ 治療中

本人の請求があっても担当の医師ならびに医師長の同意を必要とします。

#### ☆ 治療終了、または転院後

本人またはその代理人および相続人に対しては開示しなければなりません。

## ■ 15. 臨床研修制度

### ◆ 大学の医局の人事権を公認します。

引き換えに、

### ★ 大学の医局の薬品及び医療機械の購入業者選定権を奪います。

都道府県が取りまとめて厚生労働省に報告します。厚生労働省が行う電子入札で業者を決めます。厚生労働省が代金を支払います。都道府県は病院から代金を徴収して、国に納付すると共に、業者の病院への納品を援助します。

### ◆ 臨床研修制度の改革

- ・ 臨床研修期間は 2 年と変わりません。

- ・ 最初の一年で、内科を 6 ヶ月、外科を 5 ヶ月研修します。
- ・ 小児科、産婦人科、精神科、地域保険医療を各々1 ヶ月以上研修します。
- ・ 二年間で、各々の専門分野一つを 8 ヶ月以上、研修しなければなりません。

#### ☆研修計画

- ・ 研修開始前に、大学に自分で作成した研修計画（専門分野と各科を何ヶ月研修するか記載したもの）を届け出ます。
- ・ 原則として、届出の専門分野に基づいて、各科の医局に配属され、研修を受けます。
- ・ 4 ヶ月以上履修した科目については、アルバイトを認めます。

#### ☆研修指導

- ・ 研修医は各科ごとに指導医を指定されます。
- ・ 指導医は、研修医一人あたり 10 人分まで、毎月、五千円の手当てを受けます。
- ・ 10 人を超える研修医については、三千円とします。
- ・ 20 人を超える研修医については、二千円とします。(cf. ■7.医療研修生)

#### ☆研修医の給料

- ・ 研修医には毎月、20 万円以上の給料を保証します。
- ・ 大学病院で行う研修の研修医の 20 万円の給料と指導医の手当ては国庫が補助します。  
(cf. ■7.医療研修生)

#### ☆大学病院外での研修

- ・ 各科の科目ごとに配属された医局の承認を受けた場合に、大学病院以外での研修を認めます。
- ・ 大学病院外で研修を行う場合は、20 万円の給料と指導医の手当ては国庫からの補助はありません。

#### ☆研修終了試験

- ・ 研修の効果を確かめるための試験を行います。
- ・ この試験に合格しなければ、半年研修期間が延長されます。
- ・ 不合格でも、その延長期間を終了すれば、研修は終わります。

日本の国民皆保険の公的医療保険は優れたものであり、維持します。

## ■ 16. 混合診療

どうしても必要になった場合には、条件を付けて混合診療を解禁します。

### ☆理由

- ・ 混合診療が解禁されて米国の新薬や新療法が入ってきても、何らかの民間の保険でカバーしない限り高くて受診できないという層が生まれる恐れが大きい。
- ・ 保険の適用を受けることを避け、いつまでも新薬や医療法が高いままとなります。

### ☆条件

1. 未承認の薬や治療法を使用開始する前に病院及び製薬会社などが届け出ます。
2. 使用開始後、二年経ったら、厚生労働省は未承認の薬や治療法を一方的な判断で承認済みのものとして認めることができ、承認済みの薬や治療法として規制できます。
3. 二年経ったら、厚生労働省は、薬や治療法として有効ではないものを使用禁止にできます。
4. 二年間のうちも、厚生労働省は有害と判断される薬や治療法を使用禁止にできます。

## ■ 17. 公的医療保険制度改革

### ★ 退職者に対する責任

- ・ 国民健康保険の窮状に鑑み、被雇用者が対象の公的医療保険は、雇用者が退職した後についても一定の責任を負うべきものとします。
- ・ 被雇用者が対象の公的医療保険は、退職者の人数と雇用年数（関与の度合い）に比例して、毎年、国民健康保険に基金を拠出するようにします。

### ★ パート・アルバイト雇用者の責任

- ・ 国民健康保険の窮状に鑑み、パート・アルバイトを雇用している大企業の健康保険組合は、パート・アルバイトについても一定の責任を負うべきものとします。
- ・ パート・アルバイトを雇用している大企業の健康保険組合は、雇用しているパート・アルバイトの人数と雇用月数（関与の度合い）に比例して、毎年、国民健康保険に基金を拠出するものとします。

### ★ 返済金控除制度

国民健康保険において、一定の資産以下の人を対象に、前年の借金返済額を次年度の所得から控除して、保険料を算定します。但し、借金を届け出て返済額を証明する情報を開示しなければならないものとします。

### ★診療報酬改訂

- ・従来の患者 15 人、13 人、10 人の区分を患者 15 人、12 人、9 人とします。
- ・7 人の区分は廃止します。
- ・9 人のみ従来の報酬より、少し割り増します。

以上により、看護師偏在の解消を目指します。

## ■18.日中相互医師免許法と条約

日本と中国で相互に医師免許を有効とします。

### ☆条件

- ・日本人医師が中国で開業・勤務する場合は、看板などの表示には日本の医師免許であることを明確に表示し、診察室には日本の医師免許であることを明確に掲示すること。
- ・中国人医師が日本で開業・勤務する場合は、看板などの表示には中国の医師免許であることを明確に表示し、診察室には中国の医師免許であることを明確に掲示すること。

## ■19.自殺防止制度

### ★自殺待避村を作ります。

#### ☆施設

自殺からの退避村を人里離れた閑静な自然豊かな温泉のある場所に作ります。宿泊施設、温泉施設、図書館、運動施設、リラックスできる施設などを作り、カウンセラーや精神科医を配置します。

#### ☆運営

全体の運営を信頼できる宗教者にまかせます。但し、宗教教育は希望する者のみに行います。運営関係者以外にはカウンセラーや精神科医にのみその位置を知らせます。

#### ☆入退村

自殺の危険に直面したものはカウンセラーか医師の推薦状で無料で一定期間滞在できます。入村するときに退村後の守秘義務の遵守を約束させます。休ませて、リラックスさせた後、主に作業療法やカウンセリングを行います。退村時には再入村時の条件を提示すると共に、入村時の約束を再確認します。

### ★入村の方法

せっぱ詰まった者の目に付くように待避村の存在を暗示し、カウンセラーや精神科医に相談することを勧める広告を行います。カウンセラーや精神科医は自殺に走りそうな者(どのような者を入村させるのが適当かその一般的条件を専門家に検討してもらいます)に待避村の位置を教え、入村の心得を諭します。

## ■20.パート社員対策

### ★正社員化

一年間に新たに雇用したパート従業員数の 10 パーセント以上の数に相当するパート従業員を次の年に正社員に登用することを義務付けます。

★ 時給の保障

- ・ 責任や転勤・昇進などの有無（人材活用の仕組みや運用）が正社員と同じパート社員の時給が、同じ仕事を行う正社員の 95 パーセント以上であることを義務付けます。
- ・ 責任や転勤・昇進などの有無（人材活用の仕組みや運用）が正社員と差異があるパート社員の時給が、同じ仕事を行う正社員の 80 パーセント以上であることを義務付けます。
- ・ アルバイト社員の時給が、同じ仕事を行う正社員の 70 パーセント以上であることを義務付けます。

■ 21.ホワイトカラーエグゼンプション

賃金の抑制を招き、過労死を増やすので導入しません。導入するとしても、対象を管理職に限定すると共に総労働時間規制を行います。

★ 総労働時間規制

- ・ 一週間の総労働時間は○時間以内とします。すべての週でこれを守らなければなりません。これを超えたら時間外労働賃金を払わなければならないものとします。
- ・ 一ヶ月の総労働時間は◆時間以内とします。すべての月でこれを守らなければなりません。これを超えたら、一週間の総労働時間規制による時間外労働賃金とは別に、超えた時間数だけ、時間外労働賃金を払わなければなりません。但し、◆時間は各月の日数に比例させます。
- ・ 一年の総労働時間は△時間以内とします。毎年これを守らなければなりません。これを超えたら、一週間と一月の総労働時間規制による時間外労働賃金とは別に、超えた時間数だけ、時間外労働賃金を払わなければなりません。加えて、国に罰金を支払わなければならないものとします。
- ・ ○時間と◆時間と△時間の間には、次の関係を持たせます。  
◆時間 < (○時間 ÷ 7) × その月の日数  
△時間 < 各月の◆時間の合計

「<」には、過労を防ぐために、かなりの差をもたせます。



## ■ 22. ホームレス収容施設

- ・ 便利な地にある中規模ビルをいくつも国費で借り受けて設置します。
- ・ 中に三畳の個室を設けます。家賃は月、千円。電気代は自分持ち。
- ・ 原則として1万円以上滞納すれば、退去しなければなりません。退去させられても1年経てば、また入居できます。
- ・ 入居したホームレスが自治を行い、管理人を選任します。管理人には国が給与を支払います。
- ・ シャワールームは設けますが、入浴は銭湯を利用します。
- ・ トイレなどの清掃全般を自分たちで行います。
- ・ ホームレスとしての通称だけで入居でき、素性を調べることは一切行わないものとします。

## ■ 23. 看護師の産婦人科補助問題

- ・ 産科医療の崩壊を防ぐために、看護師にも内診に限って容認します。
- ・ 法律の改正も必要な場合は、「看護師は、医師または助産師の指導の下、出産の補助的行為である内診を行える」旨の法を制定します。

## ■ 24. 薬害肝炎問題

- ・ 責任問題とは別に、薬害肝炎に苦しむ患者の認定基準を決めて、申請に対する患者認定を行います。
- ・ 一定収入以下の認定患者が支出する一定額以上の医療費に対して補助を行います。

# 11.農林水産大臣実施政策

## ■ 1.食料備蓄

大災害に備えるための食料備蓄を行います。

### ★稲作

大災害に備えるためのコメの備蓄を行います。2012年8月までに、日本の国内総消費量の2年分を備蓄します。現在の稲作の制限外で、そのための米作りを認め、その分の米を政府が買い取るものとします。2012年8月の時点において、できるだけ新しくて美味しい米が必要な量だけ必ず備蓄されるように計画するものとします。

## ■ 2.再生可能エネルギー農法

再生可能エネルギーの発電により、安価な電力が供給されます。この安価な電力を使用した新たな農法の研究と普及を行います。農家が出資する株式会社による農業工場を普及させます。

## ■ 3.農家の再編

全国の農業地域を大規模農業地域と中規模農業地域と小規模農業地域に区分けして、それぞれの特性に応じた農業政策を実施します。大規模化は、原則として大規模農業地域と中規模農業地域でのみ行うようにします。

### ★集落営農組織と大規模専業農家の調整

補助金の算定に関して、集落営農組織に参加する農家所有田の中、大規模専業農家（4ha以上耕作）に貸した田については、その田の面積の1/2を集落営農組織の耕作面積に加えるようにします。但し、農家が集落営農組織に参加するにはその所有田の1/2以上を集落営農組織に提供することを要すると共に、上の補助金算定に加える田の面積は、集落営農組織参加農家所有田のうち1/2以下に限ることになります。

この結果、集落営農組織に参加する農家が、大規模専業農家に貸せば地代を受け取れると共に、補助金に関しても有利な扱いを受けられるようになります。

## ■ 4.林業

森林間伐が必要ですが、されていません。しかし、間伐や運搬などの作業が楽になり、能率が大幅に改善します。従って、経営が成り立ちます。

### ★国有林業の一部は環境庁へ移管して、自然保護の観点から管理します。

・森林維持のための作業は、環境庁の計画に従い、林野庁が行います。

### ★国有林業の残りの部分は

- 1.国土安全の観点からの絶対的な森林維持部分。
- 2.森林維持が望ましい部分。
- 3.他用途利用が可能な部分。（この部分は最小限度にします。）

に分類します。

☆1.は林業利用のみを無制限に義務づけて、分割して希望する企業や林業主に譲渡します。

- ・ 10 年間は転売禁止。
- ・ 10 年経過後、転売する場合も、林業としての利用のみを無制限に義務づけ林業経営者にのみ譲渡できるものとします。
- ・ 違反に対しては厳罰を課します。

☆2.はやむを得ない場合は許可を申請させ、自然破壊をしない条件を付けて開発の許可を与えます。

☆3.は、分割して企業に譲渡します。利用制限はありません。

☆以上を実行しても、残っている部分は林野庁が管理します。

## ■5.農産物開発輸出行為制限法

農産物は自給が原則です。端境期のため、需給調整のため、その他の正当な理由がなければ開発輸出行為を禁止します。許可には輸入可能季節、可能トン数、可能年限をつけます。ただし、正当な理由が無くても国内生産者の同意があれば可とします。違反した場合、違反者が得た利益をすべて奪う制度を設けます。

★セーフガードは WTO で認められた権利とはいえ、自分で開発輸入をしかけておきながら輸入制限をするのはおかしいとの中国の主張には一理あるからです。以前の開発輸出行為に対しては相手国の政府と協議の上、やむを得ない場合にのみ発動します。

## ■6.日本食優良店支援制度

推進している会議に以下の疑問に答えてもらいます。

2007 年 1 月 23 日付け読売新聞朝刊

緩話急題

「お上のお墨付き無理がある」海外日本食ブーム  
ニューヨーク支局/大塚隆一

アメリカで日本食ブームが続いている。農林水産省によると、日本食レストランと称する店はすでに約 9000 店。この 10 年で 2.5 倍に急増した。

約 1000 店が集中するニューヨークでは、日本円で 5 万円以上のコースしかない超高級寿司店が米国人で埋まっている。枝豆を食堂のメニューに加える高校も出てきた。おにぎりの専門店もお目見えしている。

一方、人気に便乗した怪しげな店が続々生まれている。実際、日本人や日系人が経営する店は 1 割以下とされ、変なニホン料理に出くわすことも多い。

同省が始める海外の和食店の「優良店支援制度」はそんな現実を憂えてのことらしい。目的は「正しい食文化の普及」。真っ当な日本食料理店に政府がお墨付きを与えるのだという。

だが、この制度の評判、米国ではかんばしくない。

◇

「ばかげたアイデア」とこき下ろすのは著名な料理評論家のロバート・シーツマ氏だ。

同氏は日本食を「すばらしい」とたたえる一方、ラーメンやカレーを引きながら「日本は新しいものを受け入れ、手を加え、独自の料理を生んできた。純粹さを保とうとしても負け戦になるだけ」と話す。さらに「私には第2次大戦後も戦争が続いていると信じ、南太平洋の島に立てこもった日本兵のことが思い浮かぶ」と揶揄する。とんでもない時代錯誤というわけだ。

米国に40年以上滞在し、和食業界紙を発行してきた元商社マンの池澤康氏も「机上の空論。赤恥をかかぬうちに潔く撤退する方がいい」と辛らつだ。

同氏は「どの国にも固有の食文化がある。(それに合わせて)工夫し、デフォルメしてきたからこそ今の日本食ブームがある。何を『正しい日本食』とするかも難しい」と話す。

セレブに人気の和洋融合の料理店「ノブ」は日本食なのか。アボカド入りのカリフォルニアロールなど米国生まれのすしはどうか。ラーメンなどの大衆料理も評価対象に加えるのか。たしかに線引きは難しそうだ。

米国のレストラン格付け本「ザガットサーベイ」の創刊者ティム・ザガット氏は「有害無益に終わりかねない」と話す。

もっとも、和食普及支援という目的には理解を示す人が多い。ニューヨーク州レストラン協会のチャック・ハント副会長は「食の世界にナショナリズムを持ち込むのは悪いことでない」と話す。ただ、「実際の運用では問題が多い」と指摘する。

当の和食店の反応も総じて冷ややかだ。ある高級すし店の職人は「私たちには関係ない。興味があるのは中級の店じゃないですか」と素っ気なかった。



食文化にお上が口出しするのはやはり無理がある。政府の介入を嫌う米国ではなおさらだ。影響力のある評論家を敵に回すのもばかげている。それに本物は放っておいても生き残る。

一方、民ではなく、官にしかできないこともあるはずだ。

ある老舗和食店の経営者は日本の料理人への就労ビザ発給の緩和を米国に働きかけてほしいと話す。ザガット氏は米国のレストラン経営者や料理記者を日本に招き、伝統料理を味わってもらったら、と提案する。米国の料理専門テレビ局で日本の食材を使った米国版「料理の鉄人」コンテストを企画し、スポンサーになるのも名案という。

どれも「なるほど」と思う。ニセ日本食に目くじらを立てる前に政府は知恵と税金の使い方を考え直した方がいい。

## 12.経済産業大臣実施政策

### ■ 1.エアカーの基本技術の開発

- ・ 騒音の少ない車体の安全設計の標準を確立します。第一層では警告音を出すものとします。
- ・ 駐停車の際の階層の安全設計の標準を確立する。
- ・ 車体制御のプログラムとハードの設計の安全設計の標準を確立します。気象条件によらず安全な飛行を可能にします。
- ・ 空中で人が落ちないようにドアの安全設計の安全設計の標準を確立します。
- ・ 故障しても落下しない安全設計の安全設計の標準を確立します。万一、落下した場合に人を保護する安全設計の安全設計の標準を確立します。
- ・ 外の車などと衝突した場合の安全設計の標準を確立します。

### ■ 2.空中車椅子技術の確立

空中も移動できる車椅子を実現し、完全なバリアフリー社会の実現を目指します。

バリアフリー社会の実現には設備を改修する必要があり、多大な費用が必要となります。しかし、空中を浮遊する車椅子が可能になります。この空中車椅子があれば、車椅子と人の重みを無視でき、どんなに急な階段でも段差でも車椅子のまま一人で上ることができます。施設の改修の必要なしに、バリアフリー社会が実現します。

### ■ 3.高性能飛行機技術の確立と普及の支援

高性能飛行機とは、垂直離着陸を行い、前方への推進をジェットエンジンで行う飛行機です。大変経済的です。この高性能飛行機が従来の飛行機に取って代わり、空港で垂直離着陸を行い、高空に達してからジェットエンジンをふかすようにすれば、空港騒音は解消できます。

### ■ 4.飛行船舶技術の確立と普及の支援

飛行船舶とは、従来の船舶と同様の機能を保持したまま、空中を飛行可能となった船舶を言います。船舶を飛行可能にします。

### ■ 5.再生可能エネルギー利用の確立

再生可能エネルギーの発電の技術を確立し、普及させます。

★最も効果的に再生可能エネルギーの発電を行う発電所の形態を研究します。騒音の低減策も研究します。

★モデル発電所（国が再生可能エネルギーの発電所のモデルとして建設する）建設計画を策定し、建設します。

- ・ 立地を選定します。騒音を勘案します。
- ・ 財政事情を勘案して建設時期を決定します。
- ・ 公共事業としてモデル発電所を建設します。
- ・ 十分な試験期間後、電力会社に売却します。分割払いを認めます。

★ 再生可能エネルギーの発電を重視する新エネルギー政策を策定し、再生可能エネルギーの発電を普及させます。

★ 低価格電力供給体制の確立

- ・ 電力会社を指導して、一般家庭が毎月、2千円程度の定額で電力供給を受けられる体制を確立します。
- ・ 大口の工場などについても、いまの10分の1以下の料金で、電力供給を受けられる体制の確立を目指します。これにより、製品の生産コストが下がります。

## ■6.原子力発電所の廃棄

- ・ モデル再生可能エネルギーの発電所建設後、環境省や電力会社と協力して、原子力発電所廃棄計画を策定します。
- ・ 原子力技術者を再生可能エネルギーの発電プラントの技術者にスムーズに転換させるようにします。

## ■7.リサイクル社会（循環型社会）の確立

エアカーにより、容易にリサイクル資源を移動させることができ、再生可能エネルギーの発電所による安価な電力でリサイクル資源を処理できるので、リサイクル社会の建設が可能となります。環境省の計画に基づくリサイクルが容易にできる製品を製造するように産業を指導すると共に、新たな技術と資源の移動体系に適合したリサイクルを行う産業を育成します。また、建設業からの参入が容易になるような施策を実施します。

### ☆人造石油

特に、将来の石油枯渇を見越して、森林資源や農業資源と豊富な電力を利用した人造石油製造の研究を行い、実用化します。この人造石油は、化学産業が使用するためのものです。

## ■8.産業構造転換

以上のような変化に伴う産業構造の転換をスムーズに行わせます。

もし、労働力不足が生じた場合、検討すべき案です。

## ■9.製造業特定業種大工場単純労働者輸入計画

### ★目的

- ・ 産業の空洞化をある程度防止します。
- ・ 大工場が移転し、関連した中小企業の仕事が失われるのを防止します。
- ・ 国際親善に資するようになります。

### ★制度概要

#### ☆「特定業種」

政府が指定します。

#### ☆「大工場」

企業ごとに労組の同意が必要とします。

- ☆ 中国などの労働者を1～3年の契約期間で日本で働いてもらいます。渡航費用は政府が補助します。管理職には登用せず、日本人の監督下で単純労働するとの前提で契約します。
- ☆ 母国が選抜を行います。日本語の素養のあるもの、素行の良いもの、貧しい者を優先するのを条件とします。
- ☆ 中国では政府の許可を得て、希望する企業があれば、その企業による直接選抜も行います。
- ☆ 給料は中国などの外貨で支払い、その国の同業種の2～4倍とします。
  - ・ 労基法の同一賃金の原則の適用外とします。その他は適用します。
  - ・ 契約期間を円満に終了すればボーナスを支給します。
  - ・ 相対的な能率に応じて賃金をアップさせます。
  - ・ 日本人管理職の監督に服します。
  - ・ 母国と同水準以上の宿舍と食事を提供します。
  - ・ 日本人と同額の価値資本を与えます。ただし、特別に日本国内の娯楽施設に使えるようにします。
- ☆ 価値資本導入前は外国人娯楽・飲食券を与えます。
  - ・ 500円単位。
  - ・ 1ヶ月の期限を有し、12ヶ月を色で区分します。
  - ・ 外国人が利用した娯楽・飲食施設が申請し、その娯楽・飲食施設の印判が押されていない場合は換金できないようにします。
- ☆ 医療保険
  - ・ 会社が支払います。保険料を特別にやや低い額とします。
  - ・ 実際の医療費も会社が補助します。
  - ・ 慢性的な病気で移送できるものは無料で移送し母国で治療させます。
- ☆ 会社が委託するか、あるいは自ら行うかして、無料日本語教室を開催します。これに対し政府が補助を行います。

## 13.国土交通大臣実施政策

### ■ 1.公共事業

#### ◆ 建設業に転換の覚悟を求めます。

- ・ 新しいハコもの作りや大規模建造物の建設を再考します。
- ・ ダムを再考します。再生可能エネルギーの発電が普及すれば、発電のためのダムは不要になります。また、治水に、飛行船舶によるくみ取りという新しい対策が可能となりますので。
- ・ 下水道建設など現在の国民生活を大きな利益を与えるものや国民生活を維持するためのインフラの補修は、推進します。
- ・ 新幹線、舗装道路などの公共事業は新交通システムとの整合性を確保した上で建設します。特に、今後の新幹線建設は空中飛行列車を前提とします。
- ・ 建設業の一部をリサイクル事業など環境美化事業へ転換させます。エアカーにより、容易にリサイクル資源を移動させることができ、再生可能エネルギーの発電の安価な電力でリサイクル資源を処理できます。

★ 丸投げを禁止し、下請けに出す場合の利幅制限を設けます。

★ 官僚の便益推計に対する業績評価体系を作り、公共事業をチェックします。

#### ◆ 新規事業

★ 高度知的交通システムを完成させます。高度知的交通システム建設に伴う新需要として、高度駐輪場、高度駐車場、管制ポスト、管制センター、待避所・休憩所などが考えられます。

★ 新経済システムネットワークを建設します。

★ 再生可能エネルギーの発電所を建設します。

★ ダムの上砂採取を行います。

### ■ 2.商業地域内の高層アパート建設に伴う規制

周囲の一定地域内すべてに新しい用益制限物権を設定しなければ建設できないものとなります。

- ・ 「一定地域」

日照権を確保し眺望権もある程度確保できるものとして法定します。

- ・ 「新しい用益物権」

対象地域内では建築物の高さが制限されます。



### ■ 3.新入札システム

☆建設業を念頭に置きます。

☆目的

過当競争による共倒れ防止と工事の品質確保のため。

★入札の手段

長野県方式を採用。郵便で入札します。封筒は入札日まで郵便局で保管します。

★入札の方式

- ・ 「公正価格 > 安全価格 > 禁止価格」の三つの価格を用います。
- ・ 安全価格は公正価格の○%とします。
- ・ 禁止価格は公正価格の×%とします。
- ・ 落札者は入札価格（実際に書き込んだ価格）を元にした入札参考価格の最も低価のものとしてします。
- ・ ○×の数字は入札開始後、入札締め切り前に、公正価格を決定した会議とは別の会議が公正価格を知らされずに決定します。
- ・ 工事に対して実際に支払われる価格は、入札価格とします。

★入札参考価格の決定方法

☆禁止価格以下の入札の場合

その入札は無効とします。

☆禁止価格を超え、安全価格未満の入札の場合

入札価格 = 入札参考価格

☆安全価格以上、公正価格以下の入札の場合

安全価格 - (公正価格 - 入札価格) = 入札参考価格

☆公正価格を超える入札の場合

入札価格 = 入札参考価格

★建設物評価制度

優秀な建設物を築造した業者に特典を与えて奨励します。

- ・ 優 10%のポイント付与
- ・ 良 5%のポイント付与
- ・ 可 2%のポイント付与
- ・ 不可 -5%のポイント付与
- ・ 不良 入札禁止 1年

次回落札金額に加えて前回落札金額にポイントを掛けた金額を上乗せして支払います。

私が考えた高度知的交通システム・HITS(High intelligent Transport System)に伴う新交通規制システム案です。これを参考により優れたシステムを考えてください。

### ■ 4.新交通規制システム

★エアカーが無秩序に飛び回る危険を防止するための交通規制を行います。

- ・ この交通規制を無視した場合は厳罰に処します。また規制に従わせる装置を取り外せばエアカーが動かないようにします。この仕組みをエアカーの車体制御のプログラムに組み込みます。
- ・ 進入禁止、階層指定、料金徴収、信号制御を行います。エアカーは絶対にその指示に従わねばならないものとします。
- ・ GPS と連動した制御装置をすべてのエアカーに装備します。
- ・ エアカーはすべて GPS と極めて詳細かつ正確な地図を元にしたナビゲーションシステムを装備します。
- ・ 地図はエアカーや飛行船舶の航路を記した立体的・空間的なものとなります。それを運転者が分かりやすい表示に工夫します。
- ・ エアカーはエアカーに関連する情報を受信し表示できるシステムを持ちます。
- ・ エアカーには識別番号が与えられ、制御装置と連動して自車の識別番号を電波で常に発信しなければなりません。

★新交通システム管制当局（ITS 当局）

- ・ ITS 当局はエアカーの発する識別電波を受信する施設を各所に設け、エアカーの位置をすべて把握します。
- ・ ITS 当局には警察、消防、軍事があります。
- ・ 基本的な ITS 当局である警察当局は、都道府県ごとにエアカーを監視・規制し、隣接都道府県の監視・規制データを受け取ります。
- ・ 高速道路の情報は中央で集中して監視・規制します。
- ・ 警察当局は道路交通情報、最新の地図情報、当局の許可の情報などをエアカーに流します。
- ・ 警察当局は地図の作製と更新情報の提供を民間に委託します。
- ・ 消防当局は警察当局のエアカー情報を受け取り、消防車両を監視・規制すると共に消防車両監視・規制データを警察当局に渡します。
- ・ 軍事当局は警察当局のエアカー情報を受け取り、軍事車両を監視・規制すると共に軍事秘密に関係しない軍事車両に関する監視・規制データを警察当局に渡します。

★陸上交通と陸海共通の一般論

- ・ エアカーは原則として地上道路上を飛行します。また、進入禁止地帯には原則として進入できません。
- ・ 制御装置に地図上の進入禁止をプログラミングします。その進入禁止地帯は一定の高度までの空域とします。
- ・ 自然保護の観点からの進入禁止地帯を設けます。
- ・ 住宅地域、学校地域の上に市民の安心・安全・騒音減少・プライバシー保護のため進入禁止地帯を設けます。
- ・ 工業地域の上に安全上の観点から進入禁止地帯を設けます。
- ・ 運動施設の上に興業保護の観点から進入禁止地帯を設けます。
- ・ 娯楽・飲食・健康施設の上にプライバシー保護の観点から進入禁止地帯を設けます。
- ・ 軍事地域や国家機能が集中する地域の上に国防上の観点から進入禁止地帯を設けます。
- ・ 進入禁止地帯に何らかの原因で誤って入った場合、時速 3 キロメートルしか出せないようにします。

- ・ 市民のエアカーは進入禁止地帯には特別の許可を得て進入できるようにします。
- ・ 進入時に ITS 当局から日時などの条件付の進入許可暗号を受信すると同時に ITS 当局から暗号解除の鍵を事前に別途入手するシステムとします。
- ・ 市民は自己の所有地上の進入禁止地帯について、ITS 当局に進入許可の申請をすることができ、不都合がなければ原則として許可されます。
- ・ 業者のエアカーは ITS 当局から一般的許可を受けて ITS 当局の工事により当該業者の営業地域内に自由に入れる制御装置をエアカーに装着できます。
- ・ 業者は営業地域内に他者のエアカーの進入許可を出せる HITS の一部となるシステムを導入できます。
- ・ 緊急車両は緊急業務に従事しているときは警察・消防当局の許可を得て、進入禁止地帯に自由に進入できます。
- ・ 警察・検察・裁判車両は逮捕・捜索などの場合に、司法当局の令状処分に付随する処分により、進入禁止地帯に自由に進入できるようにします。
- ・ 軍事車両は緊急業務に従事しているときは、軍事当局の許可を得て、進入禁止地帯に自由に進入できます。
- ・ 軍事車両は有事には、軍事当局が作戦地域に指定した地域の進入禁止地帯に自由に進入できます。

## ★高度規制

### ☆エアカー

- ・ 一定の高度以上をエアカーは飛ばません。
- ・ その高度から一定の高度までをエアカーは当局の許可を得て飛行できます。
- ・ その一定の高度の上は飛行船舶と飛行機の航路となります。

### ☆飛行船舶

- ・ 飛行船舶とは従来の船舶と同様の機能を保存したまま、飛行可能となった船舶をいいます。
- ・ 飛行船舶は海上当局の管制に従います。
- ・ 飛行船舶の陸上航路帯は特に必要なものに限ると共に、極めてまばらにします。山地や林野上などが望ましく、特に大都市や住宅密集地上は避けます。

### ☆飛行機

- ・ 飛行機は航空当局の管制に従います。
- ・ 飛行機の航路を飛行するエアカーは、特別の免許を取得し特別の装備をし飛行機として特別の許可を受けなければなりません。
- ・ その特別の許可を受けたエアカーは航空当局の管制に従わなければなりません。

## ★高速道路

- ・ 通常の道路よりも多い階層化を行い、通常よりも高い高度までエアカーが飛行できるものとします。交通が集中するためと一般道路が交叉する階層を確保するためです。
- ・ 高速道路ではエアカーの自動誘導を行います。エアカーの制御装置は高速道路での自動誘導に対応したものとします。
- ・ 徹底的に安全が確保された自動誘導を研究し建設します。
- ・ 途中で休憩もできるようにします。
- ・ 当然のことながら、エアカーは一般道路よりも高い速度を出せます。
- ・ 階層ごとにエアカーの速度は違い、速度に応じた料金が徴収されます。

- ・ エアカーはその車種ごとに安全を確認の上、最高速度が決められます。
- ・ 一般道路から高速道路に入る際に階層を選択し、その階層に応じた料金が現金口座から徴収されます。
- ・ エアカーの制御装置は運転免許から徴収が行われる現金口座番号を取得します。
- ・ 国民（法人を含む）はインターネットを通じて、日時を指定して料金徴収者に申請し改竄が電子的に不可能な電子領収書の発行を直ちに受けられます。電子領収書をメールで伝達、印刷するなどして経理を行います。
- ・ 走行を行う道路空間の他に待避や階層間の移動が行える道路空間を設けます。

#### ★一般道路

交差点には各層間の移行を強制する信号システムを設けると共に、一方通行と交差点での移層を地図に記し制御装置にプログラミングします。

#### ☆すれ違いが困難な道路

地上道路上に2層の航路帯を設け、各層とも一方通行とします。交差点について述べます。1層を進んできた車は、1層を直進するか、1層を右折し、左折車は2層に移層します。2層を進んできた車は、2層を直進するか、2層を右折し、左折車は1層に移層します。

#### ☆すれ違いができる小道路

地上道路上に2層の航路帯を設けます。交差点では1層で主道路が直進、左折、右折を行います。交差点では2層で副道路が直進、左折、右折を行います。

#### ☆中道路

地上道路上に4層の航路帯を設けます。交差点について述べます。1層で主道路が直進を行います。2層で主道路が左折、右折を行います。2層の左折、右折車は3層に移層します。3層で副道路が左折、右折を行います。3層の左折、右折車は2層に移層します。4層で副道路が直進を行います。

#### ☆大道路

地上道路上に8層の航路帯を設け、各層は各方向2車線以上となります。1～4層は中道路と同じ。4～8層は中道路を1～4層の上に重ねます。

#### ★飛行道路

進入禁止地帯ではない地域に利便性を考えて地上道路がなくてもエアカーが飛行できる飛行道路を作ります。橋のない川の上なども通ります。飛行道路は地図に記され制御装置にプログラミングされると共に、その位置を電波と看板で示す標識や休憩所・待避所を整備します。

#### ★緊急道路

通常道路、高速道路上、飛行道路上に2層の緊急道路帯を設けます。緊急道路帯の監視・規制システムの設計・建設については、国防軍・警察・消防の意見を十二分に汲み上げます。

★空中にある道路障害物対策

道路を横切る電線など空中の障害物に対する対策を進めます。

◆海上交通

★海の上は通常のエアカーは進入禁止とします。

- ・ 橋の上は別です。
- ・ 特別の安全装備を有するマリンエアカーのみが橋の上ではない海上を走行できます。
- ・ マリンエアカーには近海型と遠洋型の区別を設けます。
- ・ 通常のエアカーとは別の免許が必要とします。

☆海上生活道路

- ・ 近距離の離島や本土4島間を結びます。
- ・ 遠洋型マリンエアカーに加え近海型マリンエアカーも利用できます。

☆海上高速道路

- ・ 外洋を通り、遠距離の島や外国を結びます。
- ・ GPSで位置を知り、位置を固定された標識を浮かべます。
- ・ 適切な場所にGPSで位置を知り、位置を固定された人工島を作り、休憩所・待避所とします。

◆エアカーの電源

★燃料電池（水素+酸素）とします。

- ・ ガソリンスタンドに相当する水素スタンドを作ります。
- ・ 水素スタンドでエアカーは水素を充填します。
- ・ 水素スタンドは、水を電気分解して水素を製造します。
- ・ 電気は再生可能エネルギーの発電により、安価に供給されます。

★エアカーの電源装備

- ・ エアカーは短時間飛行可能な予備電源を必ず装備します。予備電源は主電源により、いつも完全充電の状態となっているものとします。予備電源は主電源に事故・故障が起こった場合や、充電電池の交換時などに機能します。
- ・ 予備電源での飛行は緊急時以外禁止され、主電源が切れる前に水素スタンドに入り、電源に対する補充を受けなければなりません。
- ・ 万一、エアカーの主電源が切れた場合、予備電源が必ず機能し、警告音が鳴り続けるものとします。

◆エアバイク

☆人体が外部にさらされるエアバイクは、機械構造上もソフトの上でも、地上車と同じ地上道路しか走れないようにします。

☆運転者と乗員を箱形に収めるエアバイクは、エアカーと同じ規制に服します。

◆進入規制と高度規制の例外制度

- ・ レクリエーションとリラクゼーションのために、特別の許可を受けて、自然保護のために進入禁止とされる場所に進入し、地上から一定の高度まで飛行できます。

- ・ 特別の許可のためにポイント制度を設けます。
- ・ 警察や公的機関から表彰されたり、優良運転を続けたりするなど優良な態度を続ければ、ポイントがもらえるものとします。例えば、犯罪を犯さずに誕生日を迎えれば、還暦を迎えれば、結婚記念日を迎えれば、一定のポイントがもらえるものとします。
- ・ ポイント取得の方法とポイントによる許可の条件はポイント管理機関が決定し、インターネットを通じて管理します。

#### ◆高度駐車場

- ・ 各層から直接出入りできるようにします。
- ・ 普通の駐車場でも緊急道路帯まで出入り可能にします。

#### ◆天災時における道路管理

##### ★大災害時における対応を研究しておきます。

- ・ ルートの変更や規制の解除を可能にします。
- ・ 国防・警察・消防など緊急車両に、必要なら緊急道路帯以外でも優先通行できる仕組みを設けておきます。

##### ★大雪の時に降り積もった雪のために階層を上へずらさざるを得ない場合の問題を研究し対処しておきます。

#### ◆空中飛行鉄道

##### ★鉄道も空中飛行列車化を図り、HITS や地上道路との交叉すべての立体化を伴う階層化を行います。階層化に対応した駅舎も整備します。

##### ★真空のチューブの中を進む鉄道を研究します。真空中を飛行するので空気摩擦がなく、飛行機より速く進むことも可能となります。

##### ★トンネル廃止

山を穿ったトンネルが非常に危険になるので、全廃します。特に、火山脈を横切っている丹那、新丹那トンネルなどは早期に絶対に撤廃します（この点は単なる案ではなく、実施すべきものとします）。

#### ◆高性能飛行機

飛行機の改善が見込めます。

- ・ より速くより大量に輸送し空中停止や垂直離着陸もできます。
- ・ その特性を生かした空港を整備します。その特性を生かした管制方法を研究します。
- ・ その特性を生かした飛行機で最も速い超音速旅客機には特別の航路帯を設けます。

#### ◆建設の問題

エアカー普及の度合いも考え、HITS と鉄道、飛行船舶ルートなどを含めた建設の順序について総合計画を立てます。新たに管制センターや管制ポスト、高度駐車場などが必要となります。

#### ◆免許

飛行機、船舶の運転免許制度を革新に対応したものにします。

## 14.環境大臣実施政策

### ■ 1.環境調査法

★環境省に環境アセスメントの一般的権限を与えます。

- ・ 原則：環境破壊となる場合、建設計画を禁止します。
- ・ 例外：国防上、防災上、生活基盤の整備に必須の場合、環境に対する影響を最小限にする条件を付した上で許可します。

★環境破壊や自然破壊が行われている場合や環境破壊や自然破壊の恐れが合理的に疑われる場合、環境省職員に私邸や国家機密保持が必要な建物以外への一般的な立ち入り調査権を与えます。ただし、私邸には裁判所の許可を得て、国家機密保持が必要な建物については政府の許可を得て、立ち入れるものとします。

- ・ 調査に際して知ったプライバシーや秘密など調査に関係ない情報の守秘義務を課します。
- ・ 公益維持のための告訴・告発権を与えます。
- ・ 公益維持のための訴訟提起権を与えます。
- ・ リサイクル事業も環境保護の点から監視できるものとします。

### ■ 2.土着固有生態系維持法

危険な外来生物・かみつき亀などの出現に対して、土着固有背生態系維持の立場から対処します。

- ・ 自治体は条例により土着固有ではない生物を「外来排除生物」に指定して駆除できます。
- ・ 自治体は条例により土着固有ではない生物を「外来放置等禁止生物」に指定して野外に放すことを取り締まりできます。

### ■ 3.森林保護

- ・ 国有林業の一部が環境保護の観点から環境省へ移管されます。
- ・ それを環境省は自然保護の観点から管理します。
- ・ 国有林業を林業以外に転用する場合は、環境省の許可も必要とし、環境省は条件も付けられるものとします。

### ■ 4.原発廃棄の監視

- ・ 原子力発電所が廃棄されますが、環境に悪影響を及ぼさないように監視します。
- ・ 産業経済省・資源エネルギー庁とも協議の上、原子力発電所を2012年以前までに全廃する宣言を行います。

## ■ 5. リサイクル社会（循環型社会）の確立

- ・ エアカーにより、容易にリサイクル資源を移動させることができ、再生可能エネルギーの発電の安価な電力でリサイクル資源を処理できるので、リサイクル社会の建設が可能となります。
- ・ 環境保護の観点から、その技術と資源の移動体系を確立します。
- ・ その体系を守った産業構造が築かれるように監視します。

## ■ 6. 大気汚染の解消

- ・ 再生可能エネルギーにより、発電等のための燃料源としての石油が不要になります。
- ・ 自動車が内燃機関を利用したものから、燃料電池車に変わります。
- ・ これらにより、大気汚染の解消が見込めるので、大気汚染解消の予測を測定し、監視・指導します。

## ■ 7. 水俣病対策

最高裁判決を尊重して水俣病救済を図ってください。

- ・ 「水俣病」「中度水俣病」「軽度水俣病」の3つのカテゴリーを設けます。
- ・ 各カテゴリー毎に異なる認定基準を設けます。「水俣病」が最も厳しく、「軽度水俣病」が最も優しく、「中度水俣病」はその中間とします。
- ・ 各カテゴリー毎に異なる救済措置を結びつけます。「水俣病」が最も優遇し、「軽度水俣病」が最も低く、「中度水俣病」はその中間とします。
- ・ 既に水俣病に認定されている患者の既得権を侵害しないものとします。



## 15.国家公安委員会委員長実施政策

### ■ 1.

### ■ 2.警察士官学校設置法

キャリア制度を廃止します。

下記の救世国民同盟の約束に沿ったものにします。

記

「最近の不祥事から明らかなように警察のキャリア制度は問題がある。

また、実働部隊という警察組織の性質もある。

従って、救世国民同盟が政権を握った場合、警察のキャリア制度は廃止し、代わりに、警察幹部学校制を敷くことを約束する。

新しい警察幹部学校を創設し、

原則として警察幹部学校を卒業した者だけが警察幹部になれるものとし、

警察幹部の間の人事は能力、実績、勤務態度、試験成績、資格取得状況などに基づき、平等に考査されるものとする。

例外として、特に功績の高かった者、

警察幹部学校制度導入時の例外として

警察幹部学校制度の導入が遅きに失し制度を利用できないか困難な者は功績などを勘案して幹部への昇格を認めるものとする。

また、幹部学校制度導入時のキャリアと警察官幹部はそのまま

以後も警察の幹部として認められる。

但し、人事は能力、実績、勤務態度、試験成績、資格取得状況などに基づき、平等に考査されるものとする。

警察幹部学校に入ることのできる者は次のようにする。

半分は警察組織の枠とし、

警察内部での勤務成績などに基づく推薦や

警察官だけを対象とする試験の合格者が入学するものとする。

もう半分は国民一般の枠とし、競争試験に入学した国民が入学するものとする。

その競争試験は学問だけではなく、人物、識見、体力も検査するものとする。

但し、警察官も一国民としての資格でこの枠に応募することができる。

その場合は、当たり前のことだが、一般国民と平等に取り扱われる。

以上を大まかな枠として、政権掌握後、意見を聞くことにする。」

### ■ 3.盗聴・盗撮禁止法

☆ 盗聴・盗撮行為を罰則により禁止します。

☆ 盗聴・盗撮の結果得られた画像、音声情報などの販売・買い取りを罰則により禁止しま

す。

☆ 正当な業務行為の例外を明示します。

- ・ 取材行為
- ・ 探偵の業務行為一探偵業法を成立させ、探偵の資格を決めるとともに、探偵の正当な業務の範囲を決めます。

#### ■ 4. ATM 強奪防止対策

- ・ ATM を建物外に設置する場合は、ATM 金庫の位置が外れるか、正規のカギ以外の方法で開けると、色つきの特殊油性インキが浸出してお札に色が付いて使えなくなる装置を必ず付属させなければならないものとします。
- ・ 6ヶ月間の猶予期間内の設置を義務づけ、その期間後には建物外で金庫に装置を付属させていない ATM は保険の対象外とします。
- ・ 屋内の ATM にも装置の付属を奨励します。
- ・ 特殊インキを偽札検知器で検知できるようにします。

#### ■ 5. エアカー免許

- ・ 地上自動車の免許だけでは運転できないものとします。
- ・ 自動車学校をエアカーに対応させます。
- ・ エアカー免許取得のための自動車学校入学順序を決めます。エアカーの所有者、業務で乗る者、購入の権利を有する者などを優先させます。

## 16. 宣伝担当大臣実施政策

### ■ 1. 政府の宣伝を企画し、実行します。

☆国内のみならず、外国にも行います。特に、欧米の世論を味方につけることを狙います。

☆宣伝担当大臣の宣伝ではありません。宣伝担当大臣が前面に出る CM などは作りません。

☆宣伝事項

- ・ 政府の長のイメージアップ
- ・ 改革の精神の宣伝
- ・ 新経済システムの啓蒙
- ・ 新交通システム
- ・ 再生可能エネルギーと地球温暖化防止

### ■ 2. マスメディアなどの言論の誘導

マスメディアや国民の言論を見守り、権力的手段を用いずに政府に好意的なものに誘導してください。

### ■ 3. 沖縄及び北方対策担当

- ・ 軍に対してアレルギーのある沖縄に対して、特殊の配慮を行います。
- ・ 沈没が予言される北海道に対して、特殊の配慮を行います。

## 17.経済財政政策担当大臣実施政策

### ■1.企業減税

☆大企業への減税は行いません。

- ・ 歳入を確保する必要があるからです。
- ・ 新経済システムによる景気浮揚が図れ、景気浮揚のために企業減税を行う必要はないからです。

☆中小企業に対する支援としての減税は行います。

### ■2. 5パーセントの消費税切り上げ

福祉政策を充実させるために消費税の税率を5パーセント上げます。時期は新経済システムの導入以後です。その他、救世国民同盟のマニフェストで、述べられている約束を実施します。

### ■3.新経済システムの導入

- ・ 新経済システムにより、大人は一人1万8千円程度を毎月、ただでもらえます。但し、このお金で買えるのは政府が指定する生活必需物資だけです。これにより、景気が浮揚します。
- ・ そのお金は、経済学上、価値資本という特殊なものなので、政府の財布は傷まず、財政の悪化をもたらしません。
- ・ 税制改革も付随して行われ、景気浮揚とあいまってかなりの歳入の増加が考えられます。

### ■4.再生可能エネルギーの効果

再生可能エネルギーの発電により、デフレ効果が望めます。

### ■5.プライマリーバランスの確保

以上を前提として、プライマリーバランスを早期に黒字化するようにしてください。

## 18.規制改革担当大臣実施政策

### ■1.規制改革

- ・ 新自由主義に基づく弱肉強食の規制改革を見直します。
- ・ 省庁の仕事の「市場化テスト」は中止します。

### ■2.医療過誤対策

週刊文春 2001年3月29日号

医療事故臨調を設けよ! 柳田邦男(ノンフィクション作家)

『緊急に取り組むべき政策課題として、次の四点は不可欠だ。』

- (1) 厚生労働省や医師会などの医療者団体から独立した国家規模の医療事故調査機関の設置。過失責任を問うたり懲罰を科したりするのを目的とするのではなく、事故の構造と要因を技術的に明らかにし、医療システムや医療行為のどこをどう改善すべきかについて、勧告や提言を行うのを目的とする。総理大臣直属の国家機関とすべきか、独立の法人組織とすべきかは議論が分かれようが、調査権の確立という点では前者のほうがよいだろう。
- (2) 医療事故の報告と公開の原則を確立する。報告対象は医療事故調査機関。
- (3) 医療事故被害者の相談・当面の経済的救済・訴訟援助などの活動をする「医療被害防止・救済センター」を財団法人として設立する。
- (4) 医療事故にかかわった医療者の行為が重過失や故意でない限り刑事責任を免除される法律の整備と、賠償責任に耐えうる医療者保険制度の整備。この保証がないと、右の(1)(2)が成立しないし、医師や看護婦のなり手がなくなる。』

この政策を採用します。

### ■3.社会保険診療報酬支払基金

医療機関と保険の運営者が直接レセプトをやり取りするよりも、その間のレセプトの審査を民間に開放します。

- ・ 民間は、不正や誤りを見つけた数に比例して、ボーナスをもらえるようにします。
- ・ 支払基金は民間の審査会社の審査をチェックします。

### ■4.新人材バンク構想

廃案にします。

## 18.少子化担当大臣実施政策

★現在、行われている以上の少子化対策のための手当金の給付は行いません。、国民の数が少なくなっても、「小さくとも美しい日本」であれば、構わないと考えています。また、新経済システムによる給付も行われるからです。しかし、育児が困難な状況を改善するために、以下の政策を実施します。

### ■保育ママ制度

フランスの制度を参考にして全国的な「保育ママ」制度を導入します。

- ・ 日本で行われている保育ママの家で乳幼児を預かるタイプの他に、保育ママが乳幼児の家に出張するタイプも設けます。
- ・ 原則として六歳までの児童を保育します。
- ・ 三歳までの乳幼児を担当する資格を持つには、保育師などの公的資格を持つか、保育所や保育ママに頼らずに三歳まで育児を行った経験を有する者に限るものとします。
- ・ 経験を積んだ保育ママに保育指導相談員の資格をもたせ、経験の乏しい親の相談に応じさせます。

☆フランスに出張してフランスの制度の調査を行い、それを参考にして日本の事情に適合した保育ママ制度を構築してください。

## 18.男女差別禁止担当大臣実行政策

### ■ 1.男女差別禁止の意味

#### ★基本的考え方

女性が主婦の道へ進むのは立派なことであり、キャリアの道に比較して劣るものではありません。ですから、国は、女性がキャリアの道へ進むことを増進するような政策は行いません。しかし、女性が道を選択する自由が守られるように配慮するとともに、キャリアの道へ進んだ女性が差別をうけないように配慮します。同時に、主婦の権利を守ります。

#### ★男女の関係に対する二つの立場

##### ☆男女対等

男らしさ・女らしさを認め、父性・母性を守り、一定程度の性別役割分担を肯定し、人間の幸福の基礎である家族・家庭を保護します。

##### ☆男女平等のフェミニズム

男女の機能差を否定し、男らしさ・女らしさを否定し、父性・母性を否定し、家族・家庭を破壊し、人と人との絆を断ち切られた原始的個人が、姦淫を欲しいままにすることを望む主張のこと。

- ・ブルジョワを男性・プロレタリアートを女性に置き換えたイデオロギーに過ぎません。
- ・共産主義の亜種。
- ・女性が家庭を守ってもなんらおかしいところはありません。
- ・女性の社会進出は国家が推進すべき理想ではありません。

#### ★日本国憲法の立場

- ・機会均等が原則であり、結果の平等を認めるものではありません。
- ・事実的差異に基づく区別を認めています。
- ・フェミニズムを公的秩序として承認してはいません。

##### ☆男女共同参画社会基本法

結果の平等を認め、日本国憲法に反する部分があります。

#### ★私の立場

機会均等に基づく男女対等。旧政府は男女共同参画社会基本法の下、結果の平等を推進しようとしていましたが、私の立場からは認められず、私が政府の政府の長で有る限り、結果の平等を強制しません。

女性にとって利益である以下の政策を実施したいと思っています。男女共同参画審議会に、女性に関する以下の政策を諮問します。全体と各項目について、理由を付けて賛否を表明してください。

## ■ 2.男女共同表彰叙勲制度

全員が女性の委員で構成される委員会が女性の表彰叙勲を判断。

### ☆男女共同表彰叙勲制度について

現在の国家社会の主婦に対する評価には問題がある。

男性は主婦に支えられて仕事に邁進し、業績を上げると公に表彰・叙勲される。

しかし、主婦は表彰の場に伴われることはあるが、ともに表彰・叙勲されることは無い。

救世国民同盟が政権を握れば男性をその業績により表彰・叙勲する場合、男性を支えた主婦である配偶者を共同して表彰・叙勲する制度を樹立し実施することを約束する。主婦にも男性と同じランクの表彰・叙勲を行い、男性と同じ経済的社会的利益を与えることを約束する。年金も同じ額を独立して与えるし、この共同表彰・叙勲をマスメディアが報道する場合には「〇〇××氏と△△夫人が受賞」というように二人並べて（男性の経歴なども報道する場合は主婦も同程度に）報道するように義務づける。

ただし、主婦の表彰の文句や勲章のデザインなどは多少、男性のものと違うことを了解されたい。その内容については女性の意見を聞きたい。

また、キャリアを選んだ女性がキャリアで達成した業績で叙勲・表彰されることは当然従来と変わらない。

救世国民同盟が政権を掌握した場合、以上のような男女共同表彰・叙勲制度を実施することを約束します。

男性をお願いします。

男性が良い仕事を為すには主婦の支えが必要なこと、主婦の協力が深いほど良い仕事ができることを率直に認めてこの制度を承認いただけるようお願い致します。主婦への思いやりを発揮してください。

「小渕恵三首相と夫人の千鶴子さんに大勲位菊花大綬章が授与されました」と報道されても不自然ではないと思います。（救世国民同盟ホームページより）



### ■ 3.妻の通称制度

夫婦別姓ではなく、家族・家庭の幸福のためあくまでも共通の姓（本姓）を定めます。その共通の姓を子供は称します。妻あるいは夫のどちらかは、便宜のため通称を称することができます。

☆家族法上の身分の公証は共通の姓で行います。共通の姓を基として戸籍は作られます。

☆社会関係に相応しいように使い分けます。姓を使用する書類は社会関係に応じて3種類に分けます。

- ・ 併記一呼びかける場合にどうするか、二つとも呼ぶか、どちらかひとつかを検討します。
- ・ 共通の姓のみ
- ・ 通称のみ

☆離婚した場合

親権を得た親は、その子どもの姓を元の自分の通称に変更して、自分の姓と一致させることができます。

### ■ 4.育児後復帰制度

☆ 育児休業した女性の穴埋めは、育児休業を終えて就職を希望する同じ社の女性か、社内の女性社員でなければなりません。

☆ 穴埋めとなった社内の女性社員の穴埋めは、育児休業を終えて就職を希望する女性でなければなりません。他社の育児休業を終えて就職を希望する女性も可とします。

### ■ 5.強姦罪の法定刑の引き上げ

### ■ 6.男女雇用機会均等法の適用除外

男性としての特性に基づいて男性を必要とする仕事、女性としての特性に基づいて女性を必要とする仕事で、合理的根拠があると認められるものは、「会議」が判断して適用除外にします。

☆除外方法

- ・ 一般的指定。申請のあった職種を一般的に指定します。
- ・ 個別的指定。申請のあった案件のみを指定します。